

衆議院 農林水産委員会 會議録 第十八号

平成十七年六月八日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 山岡 賢次君
理事 今村 雅弘君 理事 西川 京子君
理事 二田 孝治君 理事 松野 博一君
理事 黄川田 徹君 理事 榑崎 欣弥君
理事 山田 正彦君 理事 白保 台一君
理事 赤城 徳彦君 理事 石田 眞敏君
理事 岡本 芳郎君 理事 梶山 弘志君
理事 金子 恭之君 理事 上川 陽子君
理事 川上 義博君 理事 木村 太郎君
理事 城内 実君 理事 後藤 茂之君
理事 後藤田正純君 理事 近藤 基彦君
理事 田中 英夫君 理事 津島 恭一君
理事 西村 康稔君 理事 原田 令嗣君
理事 古川 禎久君 理事 増田 敏男君
理事 三ッ矢憲生君 理事 森 英介君
理事 一川 保夫君 理事 鹿野 道彦君
理事 岸本 健君 理事 小平 忠正君
理事 鮫島 宗明君 理事 篠原 孝君
理事 神風 英男君 理事 鈴木 克昌君
理事 仲野 博子君 理事 堀込 征雄君
理事 松本 謙公君 理事 山内おさむ君
理事 大口 善徳君 理事 高橋千鶴子君
理事 山本喜代宏君

政府参考人
(公正取引委員会事務総局 審査局長) 榑崎 憲安君
(総務省大臣官房総括審議官) 荒木 慶司君
(政府参考人) 東尾 正君
(消防庁次長) 山 伸一君
(文部科学省大臣官房審議官) 松井 一實君
(厚生労働省大臣官房審議官) 白須 敏朗君
(厚生労働省医薬食品局食品安全全部長) 外口 崇君
(厚生労働省医薬食品局食品安全全部長) 中川 坦君
(農林水産省消費・安全局長) 川村秀三郎君
(農林水産省生産局長) 前田 直登君
(農林水産省農林振興局長) 鷲頭 誠君
(国土交通省大臣官房総括審議官) 和泉 洋人君
(国土交通省大臣官房審議官) 飯田 祐弘君
(農林水産委員会専門員) 補欠選任
六月八日 上川 陽子君 近藤 基彦君
城内 実君 古川 禎久君
北村 直人君 増田 敏男君
原田 令嗣君 三ッ矢憲生君
一川 保夫君 篠原 孝君

農林水産大臣 島村 宜伸君
農林水産副大臣 岩永 峯一君
農林水産大臣政務官 大口 善徳君
政府参考人
(内閣府構造改革特区推進室長) 滑川 雅士君
(内閣府構造改革特区担当室長) 齊藤 登君
政府参考人
(内閣府食品安全委員会事務局局長) 齊藤 登君

同日 岡本 充功君 鈴木 克昌君
補欠選任
近藤 基彦君 上川 陽子君
古川 禎久君 城内 実君
増田 敏男君 北村 直人君
三ッ矢憲生君 原田 令嗣君
篠原 孝君 一川 保夫君
鈴木 克昌君 岡本 充功君

六月七日
森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)
種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五十一号)
森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)
種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)

○山岡委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として農林

水産省消費・安全局長中川坦君、生産局長白須敏朗君、農林振興局長川村秀三郎君、林野庁長官前田直登君、内閣官房構造改革特区推進室長、内閣府構造改革特区担当室長滑川雅士君、内閣府食品安全委員会事務局局長齊藤登君、公正取引委員会事務局局長榑崎憲安君、総務省大臣官房総括審議官荒木慶司君、消防庁次長東尾正君、文部科学省大臣官房審議官山中伸一君、厚生労働省大臣官房審議官松井一實君、医薬食品局食品安全部長外口崇君、国土交通省大臣官房総括審議官鷲頭誠君及び大臣官房審議官和泉洋人君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと答へあり〕

○山岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中英夫君。

○田中(英)委員 自由民主党の田中英夫でございます。

大臣初め、幾らか質問させていただきます。

本題の質問に入ります前に、二点ほどお聞きをしたいと思ひます。

まず一点は、例の全農あきだの本部及びパルライス秋田の不正流通の件であります。これを農水省として告発されたというのを聞いております。幾らか内容等々をお聞きしながら、今後どのように全農を指導していくのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

時間の関係がありますので、もう一つもあわせてお聞きをさせていただきます。

それは、つい最近出ました、我が国においては安全性が未確認の飼料用の遺伝子組み換えトウモ

ロコシが輸入の中に入っていたと言われているものであります。農水省としてこれに、今そして今後、どのように対処をされるのか。

また、新聞報道によりますと、この飼料自身が牛を經由して、いわゆる肉牛ですが、そして牛肉になるという過程の中で、そんなに大きな問題はなからうというようなニュアンスのこと書かれておるのでありますけれども、もともとそういうものが入ってきたということは、米国においてはそれはもう当然のごとく使われておるといような感じもいたします。もちろん情報等々の問題もあるでしょうけれども、向こうで使われているとしたら、その肉牛が牛肉となって輸入をされるということになると、そのあたりはどういうことになるのかというように思っています。

その二点について、まずお聞きしておきたいと思っています。

○岩永副大臣 皆さんおはようございます。

ただいま田中先生の御質問がありましたように、農水省が検査をしましたところ、秋田県本部が管理をしている共同計算米、これを全農の子会社であるパールライス秋田に横流しをしたわけでございます。そして、その転売代金を赤字の穴埋めに使ったということでございますので、刑法二百四十七条の背任罪に該当することから、秋田県本部及びパールライス秋田の関係者を秋田県警に対して告発したものでございます。

告発の具体的な内容につきましては、被告の人權等の問題がございますので、警察当局による捜査にも差し支えますので、コメントは差し控えてさせていただきます。このように思っております。それで、これからどうやって指導をしていくのか、こういうことでございますが、秋田県本部においては、当然、刷新委員会を設けて、外部の目からの業務のチェックを受けることを内容とした再発防止策の報告を受けているところでございます。しかしながら、再発防止策というのは構築するだけではなくて、いかに実行していくかということでございますので、浸透させていくことが大

事だ、このように思っております。一年間の秋田県本部への集中監視期間というものを設けてまいりたいと思ひますし、再発防止策が徹底されるようにしっかりと検証していきたい、このように思ひます。

問題は全農の問題でございますが、御承知のとおり、九百万農家ののど首を押さえているところでございます。農家全体の購買、販売、流通面で農家経済に直接大きな影響を及ぼすということでございますし、私も今、農業改革、これは集落営農だとか担い手改革を中心しながらやっておりますが、一方で、行政の改革を進めると同時に、経済団体である全農の改革を全面的に進めていかなければ、これは片肺飛行になる、こういうようなことでございます。

特に全農につきましては、取扱高が六兆円というようなことでございますし、また、私どもの農水省から全農に対して補助金二千七百六十億円を年間で出しているというような関係がございますので、経済事業改革チームを私どもでつくりまして、そして、この全農の組織風土や体質を抜本的に改めるような体制にしていきたい。今まで六回、今回の秋田で七回の改善命令を出しているわけでございますけれども、それらが何ら実行されていまいというところで、私のところへ会長それから理事等に来てもらいまして、そして大変厳しく叱責をしたところでございます。

それで、コンプライアンスの問題、それから品目別の現状と問題点への取り組み、それから、農水省の各局ごとに問題点を抽出して、そして行政指導、改善命令を出していきたい、このように思っておりますし、全農の方もそれを今行っております。この間も、会長、理事長が辞任したという状況の中で、農水省の改善命令についてはひとつ十分踏まえて対応してまいりたい、こういうふうに申し伝えたとところでございますので、う

ちの経過並びに決意を申し上げておきます。
〔委員長退席、山田委員長代理着席〕
○中川政府参考人 遺伝子組み換えトウモロコシ

についてのお尋ねがございましたので、その点につきましてお答え申し上げます。

遺伝子組み換えトウモロコシ、今回の場合はBt10という名で呼ばれておりますけれども、これは我が国におきましても、またアメリカにおきましても飼料としての安全性は確認をされていないものでございますので、我が国におきましては、飼料安全法に基づきまして、飼料として国内での流通が認められないというものでございます。五月の二十三日から、アメリカから入つてまいりますトウモロコシにつきまして、飼料検査所で抽出検査をしております。その結果、先般まじつていたという事例が見つかりましたので、六月の三日からは、抽出ではなくて、すべての船を対象にこの検査を実施しているところでございまして、我が国に入らないようにという措置をいたしたところでございます。

今後の対応でございますが、まずアメリカ側に、日本向けの輸出の前に検査をして、入らないものだけを輸出するようにいうことを要請いたしております。それから、二点目といたしましては、これがえさとして給与された場合の畜産物あるいは家畜への安全性につきましては、我が国としてもやはりチェックをしておく必要があると思っております。食品安全委員会それから農業資材審議会に、できるだけ早く資料を準備して、諮問いたしたいというふうに思っております。

最後に、アメリカでの状況についてのお尋ねがございましたが、これは、Bt10というものが今回の問題ですけれども、Bt11という別の系統がありまして、実はこちらは安全性の確認ができております。それと同じ遺伝子がこのBt10にも入っていたというのが今回の事例でございますので、アメリカの環境庁等では、今回の遺伝子がつくるたんばく質、それから毒素、アレルギーといったもの、そういった面で問題はないのではありませんかと向こうでは判断をいたしております。

それから、我が国の実験におきましても、こういった組み換え遺伝子を挿入したえさを家畜に与

えた場合に、その挿入した遺伝子あるいはその遺伝子によってつくられるたんばく質が畜産物の方に移行しないということは確認をされております。

それから、今回問題になりましたこのBt10のアメリカでの作付面積は全体の作付面積の〇・〇一％ということで、率としては低い。こういう状況から見て、私どもも米国産牛肉の安全性に問題が生ずることはまずないとは思っておりますけれども、何れともあれ、きちつと確認をすることが大事でありますので、この点は、先ほど申し上げましたように、食品安全委員会に諮問いたしたいというふうに思っております。

○田中(英)委員 二つとも非常に委員の皆さんの関心の高いところであろうと思ひますし、コメントはいろいろあるんですが、しっかりとやっていただきたいということをお願い申し上げます。

それでは、農山漁村の滞在型余暇活動の方へ移行したいと思ひます。グリーンツーリズムということが言われて久しいわけですが、食料・農業・農村基本法の中でも都市と農村との間の交流、これには都市側にも農村側にもいろいろもろろん意味合いがあるわけでありまして、また、平成四年のグリーン・ツーリズム研究会の中間報告でも、要は農村で楽しむゆとりある休暇ということを目指すが、まず島村大臣に、このグリーンツーリズムの振興ということについての基本的なお考えとか、思いをお聞かせいただきたいと思ひます。

○島村国務大臣 田中委員にお答え申し上げます。グリーンツーリズムは、都市住民の農林水産業に対する理解を深めるとともに、都市と農山漁村の交流を通じた地域の活性化にもつながることから、本年三月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においても、農村振興の重要な施策として位置づけております。

その推進に当たりましては、グリーンツーリズムの基盤となる魅力ある農山漁村づくり、地域ぐるみでの受け入れ体制づくり、都市住民に対する農山漁村の情報提供などが重要と考えております。このため、元気な地域づくり交付金として四百六十六億円の予算が用意されておりますが、各地域がその資源を生かしながら創意工夫ある取り組みができるよう支援を行い、グリーンツーリズムを一層推進してまいりたいと考えている次第であります。

○田中(英)委員 今大臣のおっしゃったようなことは、余暇活動のための基盤整備というよりは、それを取り巻くといえますか、本来のグリーンツーリズムというイメージの中で、農業、特に農村でいえば農村の多面的な機能であるとか、さまざまなことをどのように全国民で享受し理解するか、そういうことにかかわってくる大きな話であろう、こう思っております。

実は、きょうは内閣官房の構造改革特区の推進室に来ていただいておりますのでありますが、私が市長をしておりましてここに構造改革特区ということをお聞きして、そして、市民農園はもちろんでありますけれども、もっと都市と農村の共生、交流特区というようなことで、いろいろなことを提案いたしましたことを覚えております。

そのときに、いろいろな表を見ると、この農林関係、特に都市と農村とを、もちろん、農村というか、農業側としてありますけれども、どのように交流をさすかということについて、それが我が町我が市にとって、人が交流、たくさんの人に来てくれるとか空気が動くとか、いろいろな意味があるわけですが、そういうものが非常に多かった。そして、あらゆるものを考えてみれば、このグリーンツーリズムとかいうものにつながつていくのではないかとというふうに思いました、きょう来ていただきました。

構造改革特区推進室の方として、そういうものが多くあったであろうし、そういうものに道あけをしてきたという思いをぜひ持って、自信を持つ

てほしいのでありますが、そういう意味において、このグリーンツーリズムというものをそちらから見て、各府県、市町村等々の要望等々も含めてどのように見ておられるか、少しお聞かせをいただきたいと思います。

〔山田委員長代理退席、委員長着席〕

○滑川政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただきました特区制度、これまでグリーンツーリズムの推進にもさまざまな役割を果たしてきたものと私どもは考えております。

特区制度そのものの意義をいたしまして、各地からいろいろな提案をいただきまして、多様できめ細やかな地域のニーズに対応できる規制改革を行うこととすることとでございますので、このグリーンツーリズムの促進に寄与する規制改革の提案も多く寄せられているところでございます。

そうした中で、農家民宿における簡易な消防施設の容認とか、いわゆるどぶろくの製造免許の要件緩和、あるいは農家による市民農園の開設の可能性、あるいは農村の空き家情報をNPOが提供することが可能かといった規制改革が実現してきておりまして、これらの特例を活用して認定された特区は全国で既に百十六地区に上っております。特区の評価委員会による調査でも、農家から、グリーンツーリズムに対する意欲が盛り上がってきたといった意見も寄せられているところでございます。

具体的に、例えば岩手県の遠野市では、日本のふるさと再生特区という特区がつくられて、遠野ツーリズムということ、ぬくもりとてなしの心でお迎えしたいということで、さまざまな食文化の復活や地域に根差した起業を促進しております。遠野市の試算では、平成十六年の一年間の経済効果は二億二千万円に上るといふようなことが報告されておりますし、新潟県の上越市はかでも、越後里山活性化特区ということで、農家民宿の開業あるいは市民農園の開設、また、いわゆるどぶろくの製造販売など、さまざまな取り組みがされておまして、集客の拡大を目指し

ておられるということでございます。

今、委員の御指摘いただきました亀岡市におかれましては、都市・農村ふれあい交流特区ということで、市民農園を農家が開設できるという特例を利用して都市農村交流が進められておると伺っておりますし、既に開設された市民農園については予定を上回る応募があるというふうなことで、順調な取り組みがなされてきているというふうに承知をしております。

このように、多くの地域でそれぞれの地域が持つ資源を活用した取り組みが行われているということで、この特区制度がグリーンツーリズムの取り組みを支援させていただくということで、各地での活動にさまざまな大きな役割を果たしてきたものというふうに認識をしております。引き続き私どもとして支援してまいりたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○田中(英)委員 今お話をいただいたように、特区制度というのができて、さっきも言いましたように、極めて、グリーンツーリズムというか、いわゆる農山漁村を抱えるところが都市といかにうまく連携、交流をしていくか、そういうようなことについて、要は、ルールを特別にそこだけ緩和して施策を打つという意味でありますけれども、やはりそういう方に施策の思いがすぐ行くということとは、今農水省が、滞在型余暇活動のための基盤整備、こういうことでありますけれども、要は、そういうふうな思っておられる、本来の、先ほど大臣のおっしゃったような趣旨とこの特区というものが両々相まっておるといふふうに思っております。ですから、ぜひ、そういうあたりをうまく、お互いに相乗効果を持ちながらこの意義が進んでいくようにしていただきたいなど。

そこで、具体的なこの法律についての意義合いについて、ぜひ岩永副大臣にお聞きしたいんですよ。

観光というような体験、その次は、実際に田植えをするとか市民農園をするとか、要するに体験型のそういう観光、最後は居住してほしい。こういうふうに進んでいくということを願っているわけですよ。

そういう意味で、都市と農山漁村の共生・対流を深めるというので、実は、私が一年半前に国会に来ましたときに、岩永先生に、君はニューコミュニティの研究会というのに入らないか、こういうふうな言っていたら、随分勉強をさせていたで、その前段にそういうことがあったので、得たりと思いつながら、喜んで参加をさせていただきまして。都市と農山村の両方に基盤を置くようなライフスタイルまで高めたかどうかというふうなことをお教えいただいて、先生の後ろで勉強させていただいてきたのであります。

そんなことを含めて、この基盤整備の促進に関する法律によって、グリーンツーリズムというか、そういうものを取り巻くものがいかにこれまで進んできたか、また、今回の一部改正によって、そういうものがよりこのように進んでいくんだというふうな思いをひとつお聞かせいただきたいな、このように思います。

○岩永副大臣 今、都市にどんな人口が集中している、そして農村が高齢化し過疎化しているという、日本が二極化されていることに対して大変心配をしておりますし、このことはこれから日本の平準化を目指してどうにかしていかなくやらないという大きな課題でございます。

そういう状況の中で、平成六年に農山漁村余暇法というのができて、グリーンツーリズムの推進の基本的な方向を定める基本方針がなされて、全国の各県ですべて策定されました。それを受けて、市町村で、また三百九十四市町村でございしますが、先生の美山町もこの中で計画策定がされております。そして、受け入れ体制の整備等を通じて地域におけるグリーンツーリズムの振興に寄与してきました。公的施設それから農家民宿の宿泊施設、合わせて年間二千三百万人の人間が現

在でも都市から農村に移動している、そして、農家民宿なんかは一千万人の方々が泊まりをいたしているというようなことで、大変効果を發揮してきたところでございます。

今回この法律改正をしたのは、いろいろな枠を全部外してしまおう、そしてそういう部分を拡大していくということでございます。今二千三百万人の移動人口を最低三千万人にしようという意図からこれをやったわけでございます。

そんなことで、今後ともこの法律改正による効果というのはかなり期待できるのではないかと、このように思っております。

○田中(英)委員 グリーンツーリズム自身の大官のおっしゃった基本的なお考え、それを具体的にやっていくのが余暇法であり、さまざまなそういう具体的な法によって施策が打たれていく、こういう意味で、今副大臣のおっしゃったような形によりよく進んでまいりますようにお願いをしたいと思います。

今、たまたま私の選挙区の美山町というお名前を出していただきましたけれども、実は、園部町、八木町、日吉町、美山町、この四つが、来年の一月を予定していただきますけれども、合併をいたしまして、四万足らずの南丹市という市になりました。それだけに、美山町という固有の名称を残しながら町としては消滅していくわけでありますが、せっかくお名前をいただきましたので、しっかりと応援してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そんなことで、これを寄り寄りいろいろな意味で進めなければならぬと思うのであります。滞り型の余暇法という、日本では四日か五日行ったら滞在型かなというイメージがありますが、実際には一カ月ぐらいたったらいんだろなというふうなこともあります。ただ、これは労働界、産業界の課題等も含めてそういう問題があるというふうなことを、そういう場面に對してもやはりそういう認識というものを広げていくことによって本来の趣旨が広がっていく。

また、修学旅行なんかで、このごろ、農業関係、林業関係の体験学習をするという形の修学旅行とか、島へ行って、その生活を知るとか、そういうようなものがあるようでありまして、そういうことに対する、これを連携ということのか子供たちの教育というのかわかりませんが、要は、いろいろな場面、いろいろな分野と連携をしないと、一農水省だけでこういうことがばらばらなことなんだと言っている、なかなか広がらないんだろな、こんな思いがありまして、そんな意味で、政府でいえば他省庁に働きかけていく、こういうことに相なろうと思っておりますが、そこらについていかに考えか、お聞かせください。

○岩永副大臣 今、副大臣会議の中で八つの関係省庁の副大臣から成るプロジェクトチームを実は設置しました。杉浦官房副長官と私が主査を務めさせていただきました。都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた各省庁間の議論を大変深めているところでございます。

そして、今先生の方からお話いただきましたように、子供たちのためにどうするかということ、文部科学省の教育関係者と農水省が、それを受け入れるためにどうしていくかというふうなことで、今連携をとっておるわけでございます。

それで、やはり農水省が受け入れ施設を一覧する、農村、漁村、山村、そういうようなところの登録制度をやはり充実してほしい、そしてそれを見て一律に文科省の学校現場がそこへ行くというふうな体制をつくりたいということでございます。

また、学校からいつ来られても相談窓口があるというふうな体制もつくりたい、それでモデル校もつくりたい。それから、もう一つは、ことしからアグリキッズクラブという全国ネットワークをつくって、そしてそれで全体的にこれを推進しよう。

この間も塩谷副大臣と私が懇談をいたしました。具体的にこれを農水省と文科省の大きな課題として推進していこう、このように思っております。

おります。また、厚労におきましては、長期休暇を利用したグリーンツーリズムにおける情報提供というののも厚労は厚労でやる、こういうふうな思っております。

あとは、鮫島先生の質問にもあるわけでございますが、やはりヨーロッパと日本、これは長期休暇の問題が大分違うんですね。このことについて今取り組んでいこうというふうな動きがありまして、期待しております。

○田中(英)委員 今おっしゃったように、大いに政府全体としてこれが進むようにしていただきたい。農水省から出ておるのでありますから、別に権限がどうというよりは、おまえのところに関係あんのかから来いということ、どんどんやっていかれたらいい、僕はそういうものだというふうな思っておりますので、余り難しい組織論よりは、ぜひ実体論の中で物が進んでいくようにお願いをいたします。

それと同時に、このグリーンツーリズム、何度か言っておりますように、都市住民にとつての意味合いももちろんあります。ありますけれども、それと同時に、やはり、農山漁村を持つてあえて言えは地方自治体、そのそれぞれの村、在所、そういうところにとつていかにそういう考え方がより地域活性化につながるか、こういうことももちろんあるわけでありますので、大いに進展いたしますように期待をいたしまして、終わります。早う終わつた方が、大臣がまた出て行かれんならいうことですから、ちよつとでも早く終わらせていただきます。

以上で、ありがとうございました。

○山岡委員長 次に、鮫島宗明君。

○鮫島委員 おはようございます。

先週、岐阜で環境関係の国際会議があつて、アジア太平洋から二十カ国ぐらいが集まって、みんな温暖化対策で頑張ろうという会議があつたんですが、海外から参加していた方が、日本の政治家はおもしろいですね。小泉さんがネクタイを

外そうと言つたらみんな外す、まるで中国か北朝鮮のようですよというふうな言われたので、私はあえてネクタイをしているんです。

まさかネクタイを外せば地球温暖化対策ができるんだとは大臣もお思いじゃないと思いますが、やはり、島村大臣としては、吸収源対策としての森林管理の予算をしっかりと獲得すること、バイオマスエネルギーを新エネルギーの分野で推進していただくことが一番温暖化対策の急所だろうと思ひまして、そのためにネクタイをつけている方がいいのかどうかという観点でお考えいただきたいというふうに思ひます。

大臣はあれでしようか、私も東京なので、都会人から見た農村という視点は十分お持ちだと思ひますが、イギリスのグリーンツーリズムというのを体験したことございますか。ちよつと、これは通告していませんが。

○島村国務大臣 まず、御質問にお答えします。私は経験ございません。

ただ、鮫島先生に一言申し上げますが、我々がネクタイを外しシャツにかけたというのは、これからエネルギーの節減のために冷房の温度を二十八度に上げる。二十八度に上げたら役人の人たちはみんな暑くてつらいだろう、しかし、君たちは自由にしてもいいよと言っても、上の人が背広を着たりネクタイ締めていたのでは下の人はなかなかやりにくい。そういう配慮から、脱いだらどうだ、ただし強制はいたしませんというのが総理から説明のあつた言葉であります。申し添えます。

○鮫島委員 私は九二年にイギリスのグリーンツーリズムというのを体験してきましたけれども、大変よくできているシステムで、しかも何のためにこのグリーンツーリズム運動あるかはそのためのシステムができたかという、やはり農村が疲弊してきて、農村における雇用の確保と所得の安定を図るのが基本にあつて、それに合わせて全部のシステムができて上がっているんです。

その意味では、観光政策というのは所管からい

うと国土交通省、旧運輸省になるんだと思います
が、国土交通省の観光政策の中に、こういうイギ
リス型のグリーンツーリズムを視野に入れて、農
村における雇用の確保と所得の安定ということで
一つ観光政策としての体系を組む、このイギリス
のグリーンツーリズム型の観光政策というのは国
土交通省としてお持ちかどうかというのを伺い
たいんです。

○驚頭政府参考人 お答え申し上げます。

今、政府全体で観光立国関係閣僚会議というの
がございまして、そこで観光立国行動計画とい
うのを定めております。その中で、地域の魅力を高
めるやり方として、一地域一観光というものを重
要な分野として位置づけております。

そういう観点から申しますと、一般的に過疎地
だとか条件不利地というのは、大変豊かな自然と
か田園風景あるいは豊かな農水産物などがある
というふうに考えられますので、そういう地域の振
興方策として、それらの特色を生かしてグリーン
ツーリズムに取り組むということとは有効である
というふうに考えておりますが、国土交通省とい
たしましては、過疎地とか条件不利地のみを対象
とした観光政策というものは行っておりません。そ
のような地域であっても、みずから農村の地域の
よさとか特色を生かした取り組みというものを支
援するというところで、過疎地域に限らずいろ
んな地域についての支援をしていくというふう
に考えております。

○鮫島委員 観光政策を所管する国土交通省とし
ては、イギリスのグリーンツーリズムの仕組みを
どこまで御存じかどうかということも本当はあ
るんですが、
これは、農場ホリデー協会、一九八三年にでき
た、その組織が中心になって、私が行ったとき、
一九九二年で千五百ぐらいの民宿がそれに参加し
ていたが、全国統一のランキング、階級分けが
あり、かつ一カ所にアクセスすれば千五百カ所の民
宿に、予約もできるし、ルートも組めるという、
一つのシステムとして非常に高い完成度ででき上

がっている。そういう農山漁村なり条件不利地域
を対象にした独自の観光の仕組みというのが、多
分日本にはないんだらうというふうには私は思っ
ています。

ところが、名前だけはグリーンツーリズムとい
うふうに使っていて、これは大体行政の方が横文
字使った信用するなというのがあると思います
し、グリーン・ツーリズム推進室というのが農林
水産省にできているようですが、これは、こうい
う同じ名前を使っているんですから、イギリスの
ように六つの原則に基づく、農村の雇用の確保と
所得の安定を図るための一大観光システム、これ
を目指してグリーン・ツーリズム推進室というの
を当然おつくりになったんだらう、普通に見れば
そう見えますが、そう受け取ってよろしいん
でしょうか。農村観光を推進するための部屋だとい
うふう。

○川村政府参考人 お答えを申し上げます。

今お尋ねがありました、私どもの農林水産省の
中にグリーン・ツーリズム推進室がございまして、
このグリーンツーリズムを使いましては、さか
のぼりますと平成四年でございまして、いわゆる
新政策の検討の中で打ち出したわけでございま
す。

この観点は二つございまして、先ほど来大臣も
お答えしたところでございまして、先ほど来大臣も
におきましては、恵まれた自然等いろいろな資源
を生かして地域の活性化につながるという側面、
それから都市住民の方には、新しいライフスタイル
といいますが、ゆとりあるライフスタイル、そ
ういうものへの要望というものがあって、これが
うまくマッチングすることによって日本全体とし
て活性化も図れますし、いい方向に持っていける
ということでございます。

そういう観点からやっております、特に私ど
もがこのグリーンツーリズムの中で強調してあり
ますのは、滞在型ということが一つのキーワード
でございますし、それから農林漁業の体験をす
る、この二つの要素を特に中心に置いて、理想と

いますか、目標として、施策として推進をして
いく、こういう考えでおります。

○鮫島委員 私が聞いたのは、グリーン・ツーリ
ズム推進室というのは、名前からいえばやはりイ
ギリス型のグリーンツーリズムを推進するために
できた部屋というふうには、国民から見たらそう見
えますが、つまり、行く行くはイギリス型という
非常にシステムチックなグリーンツーリズムとい
うのを日本にも定着させよう、動機はあくまで
も農村における雇用の創出と所得の安定、観光産
業として振興を図るというのが簡単に言ってグ
リーンツーリズムの原点ですが、そう思ってい
いのか、つまり観光政策なのかどうか。

先ほどの御説明だと、ある意味では都市と
農山漁村の共生・対流という表現が使われている
と思いますが、それと農村観光というのはどう違
うんですか。

○川村政府参考人 先生から御指摘がございま
したとおり、イギリスにもグリーンツーリズムの制
度がございますし、大変システム化されていると
いうのも事実でございます。また、フランスにお
きましては、フランス語ではツーリズムベールと
いう形でやっておりますし、ドイツでも、農村で
休暇をとるということで、これは世界的な流れでも
ございます。

私も、こういった世界的な潮流、それから
今申し上げましたような国内の状況、こういうも
のをやりますと、単に観光ということだけではな
くて、農村におきます先ほど申し上げましたよう
な地域の活性化というふうなもの、人が行き来を
することによって、そういう地域経済も含めて、
あるいはいろいろな再認識とか、そういう精神面
での活性化ということもございまして、そうい
うこともあります。

また、都市住民の方にとっては、非常に新しい
ライフスタイルということで、単に観光だけでは
なくて、定住、半定住、そういう農村へ移り住ん
でいただくといったことも視野に入れてやってい
るということで、もちろんイギリスのグリーン

ツーリズムが目指していることも要素としては当
然ありますけれども、今申し上げた日本型の要素
というものも入っているということでございま
す。

○鮫島委員 ちょっとよくわかりませんが、

大体、横文字を使った行政を信用するなとい
うのがあって、日本型グリーンツーリズムとは言
うけれども、結局は日本的グリーンツーリズムの
ことなんでしょうという感じがします。

私、なぜこんな変な質問をしているかとい
うと、これからの農村振興にとつて、あるいは農村
の活性化にとつて、これは大臣も多分そう思っ
ておられると思いますが、農村に行けば、ぜひ観光
で村おこし、もつと都会の人に我が村が町を榮
しみに来てほしいという、非常に強い期待もある
という話も聞いて、農村振興における観光の持つ
意味というのは大変大きいというふうには私は思
っているのです。

農林水産省は、一応農山漁村を対象にする政策
はうちがやるということで、都市と農山漁村の共
生・対流という看板で、ある種の何か観光もどきの
ことをやっています。正面から観光行政がや
りにくいんじゃないか。所管からいうと、国土交
通省の方が観光行政を所管するということになっ
ているので、ですから、非常に正面から取り組め
ないということ、もう一つ隔靴掻痒というか、
やりにくい面があるのだらうというふうには私は
思っています。もつと本格的にやらないと、この
ことが効果を持たない。

体質的に言うと、私は、農水省というのは余り
観光産業を所管するのに向いていないんじゃない
かと。この分野はむしろ、農水省がやるなら、あ
る種国土交通省との共管なり、イギリスの例でい
えばさらに雇用省、日本でいえば厚生労働省、そ
れからもろろん文科科学省、そういう役所幾つか
をつくっているわけですから、都市と農山漁村の
共生・対流という看板で農水省が前面に出てやっ

ても、余り観光に向いていない役所だからうまくいかないのじゃないかというつもりでこういうことを私は聞いていたわけだ。

例えば、食料・農業・農村基本計画における、先ほどちょっと一部御答弁いただきましたが、都市と農山漁村の共生・対流の位置づけ、確かに一部記載されています。先ほど副大臣でしたか、大変重要な柱として、この食料・農業・農村基本計画の中に生かされていると言いましたが、行数からいうと少ない少ないです。例えば、生かされていると言いつつ、このために予算を四百六十六億用意しているというお話でしたが、では、この農山漁村の観光を振興することによってどの程度の経済効果を見込んでいるのか。つまり、そこまで考えて予算をつけて、農山漁村の振興にとつてこれは大変大事なことだと、当然、ある種の目標があらわにされるべきだと思んですが、そういう目標はあるのでしょうか。この計画の中に位置づけられていますか。

○川村政府参考人 共生・対流によりましてどの程度の経済効果があるかということのお尋ねでございます。

その総量としての目標はつくっておりますが、先ほど副大臣もお答えいたしましたとおり、交流人口、これを現在の二千三百万人から三千万人へ持つていくということを目標に頑張っていきたいというふうに思っております。

そして、予算の、元気な地域づくり交付金の中では、私ども、各地域の取り組みごとの目標になりますけれども、こういった施策によって効果を生じるのか、それをできる限り数値目標として提示をしていただくということで、交付金を投入することによる効果、これをできるだけ数値目標を掲げて、それを達成したかどうかということをやったり審査していく、フォローアップしていく、そういう仕組みにこの元気な地域づくり交付金は変えたところございまして、そういうものを、使って、できるだけ具体的な成果を上げていくよ

うな運用をしていきたいというふうに思っております。

○鮫島委員 イギリスのグリーンツーリズムの世界では、農場ホリデー協会という、全民宿が参加した自主的な協会があつて、「ステイ・オン・ファーム」という本があつて、これに全民宿が一ページ一民宿という感じでカタログ化されて、大変わかりやすい本なんですが、上に写真があつて、いろいろなマークがついていて、それを見れば、例えばハンティングができますとかカヌーができますとかテニスができますとかいうのがわかる。大体二十五種類の遊びについて、マークですぐわかるようになっていて、それから、赤ちゃんか、禁煙ですとか、それもそのマークだけ見ればすぐわかるようになっていて。

そういう、一九九二年レベルで千百の民宿が一冊の本にまとめられて、一目瞭然とわかるような大変いいガイドブックがあつて、同時にそこに冠のマークがついていて、冠のマークがつくだけで結構格が高い。マークがついていないのは一応登録協会の審査をクリアしましたという、登録済みというレベルがまずあつて、特にすぐれていると冠がつく、もつとすぐれていると冠が二つ、すばらしいと冠が三つ、そういうマークがついていて、全部料金も統一なんです。だから、冠一つのものは一晩六十ポンドとか、二つだと八十ポンドとか、料金も統一になっていて、そういう意味では、農山漁村を楽しみたいと思う観光客にとっては大変便利な仕組みと御案内ができています。

今度、この法律の中で、農家民宿の位置づけを、政府が直接じゃなくて、新たな認可団体ができるようにするとか、あるいは農山漁家が直接経営するのじゃない民宿も認めますよというふうな、多少柔軟化措置をとるようですが、観光客にとつて大変わかりやすい、イギリスのような、ある意味では、こういう遊びができるのか、どういう滞在条件が許されるのか、それから格付として

はどうか、そういうところをもうちょっと整備する計画なりおつもりというのはあるのでしょうか。

○川村政府参考人 ただいま委員からイギリスの例を引いて御説明がございました。

私も、個人的に申し上げますと、フランスに滞在したことがございまして、フランスでも、ミシュランのガイドブックがあつて、赤いのがレストランのガイドなのですが、ミシュラン・ペールというのがありまして、これは、そういう今おっしゃったイギリスでやっているようなことを格付けし、そこにある施設はどういうものがあるのか、それから、そこでどういうサービスが受けられるのかということ、そういうことがもうすべてそれを見ればわかる、もう値段から何かわかる、そういうものができております。それはドイツにおいても同じようなものができております。

これはしかし、ヨーロッパ等の場合は非常に長い歴史の中で、国民のライフスタイルとしてそういうものが確立をしておると思えます。休暇も、もう一カ月を超えるような休暇を皆さんがとられますし、そういう中で、できれば安い費用で十二分に楽しみたいという国民的ニーズがそのバックにあつて、そういうのができていくわけですね。

我々の政策として打ち出したのが平成四年でございまして、ただかか数年の歴史しかございません。行く行くは、おっしゃるような、そういういた、だれもが安心してできるようなガイドブックというものを本当は目指すべきだと思ふし、それは我々としても、将来的な目標としてはしたいと思ひます。ただ、今すぐそういうことが網羅的にできるかということ、まだそういう条件が整っていないと思ひます。ただ、そういうことを目指して、今回幅が広がりますので、そういうことを目指して各登録団体が取り組むようなことは、我々としても指導していきたいと思ひます。

○鮫島委員 局長は個人的に大変よく理解されているようで頼もしく思ひますが、やはり、余り安

易にこのグリーン・ツーリズム推進室とか本当は使つてほしくない。つまり、本格的にグリーンツーリズムの政策を打とうとするときに、もうかつてこういう名前を使つて手あかのついで、あれはろくなものじゃないかたぞということで、言葉が死ぬんですよ、安易に使つて。

こういう看板を掲げたからには、もう本格的に取り組まざるを得ない、不転の決意で、他省庁との連携も視野に入れて臨んでもらいたいと思ひますが、今他省庁との連携の形がどうなっているのかを、先ほど一部御説明ありましたが、特に農山漁村の雇用の確保と所得の安定ということを視野に入れて、他省庁もどう協力しているのかというのを重復しない形で、それから、時間もないので短くお答えいただきたいんですが、

もちろん私はその答えはいただいておりますが、これもいかに日本の役所がやりやうなこと、都市と農山漁村の共生・対流関連の施策を各省庁出してくださいと言つと、みんなあつと出してくるんですよ。それで、バス運行対策とか離島航路の維持改善とか、浄化槽の整備の強化とか、要するに、グリーンツーリズムと直接関係ないんだけど、関係ありやうなものをあつと出してきて、連携でやっております。これはよくあるパターンなんですけれども、もつと直接的に、本当にグリーンツーリズムを視野に入れて、ちゃんと予算の費目を立てているようなことというのは、他省庁がどのぐらいやっているか。

○岩永副大臣 確かに、鮫島先生のおっしゃるとおりでございまして、これからいかに農村の共生・対流が必要か。先ほど申し上げましたように、都市に人口が集中し、農村が高齢化し過疎化していく、こういう状況の中で、どう人口移動させるかというのは大きな課題でございます。

それで、そのことに強意を用ひまして、先ほど申し上げましたように、八つの府省の関係副大臣でプロジェクトチームをつくつておるわけでございます。それで、この間も、千葉の鴨川の大山というところの千枚田に五人の副大臣が行きま

して、現状を見て、そして田植えもみずからやっていたわけですが、今、鮫島先生のおっしゃる、改革という推進の途上でございまして、やはり農水と国交とどう連携していくか、また厚労と農水とどう連携していくか。今言ったのは、単にそういう事業を寄せ集めてやっているということじゃないに、新たなものをどうつくっていくか。

例えば、セカンドハウス対策も、私が特に言っているのは、都市と限定された農村とがやはり結婚交流をするべきだ、そして両方に補助金を出しながら、東京の港区の人は長野県のどここの町に連係を持ちながら、きちっとそこと体験学習、そしてから市民農園、セカンドハウスというようなものをお互いにつくり合うべきだというようなことも含めて、今深い検討をしている途上でございまして、先生にもいろいろと、ヨーロッパ等の例示もお挙げをいただきましたので、これから御示唆をいただきながら抜本的に考えていかなきゃならぬ、こんな問題だと思っております。

将来的には、やはり法律でもつくって、そして具体的な人口移動の体系をつくっていかなくやならぬのかなと私個人では思っております。

○鮫島委員 せひ、そういう意味では、農山漁村観光基本法とか、そんなもので、ひとつかつちりとした推進体制をつくっていただきたいというふうに私も思います。

イギリスも、日本でいえば厚生労働省あるいは文部科学省との強い連携で、あそこはもととBSEの問題を受けて、食品安全行政の一体化ということで、農林水産省と日本という厚生労働省の持っている食品行政と環境省と一体化して、MAFFという略称からDEFRAというもつと大きな組織になりましたので、それで非常にグリーンツーリズムを逆に言うやりやすくなっているということがあると思いますが、せひ、省庁連携を緊密にして、農水省のイニシアチブで農村観光を本格的に進めていただきたいというふうに思います。

残りの時間の中でちよつと一点だけ。この法律と直接関係ないんですが、森林関係の、特に製材所等々の現場で、木材の加工の段階で、樹皮、皮が廃棄物として大変出る、それから端材がたくさん出るんだけど、これが昔はみんな熱源で使えたんだけど、今ダイオキシンの対策等々で燃せなくなつて、それはそれで産廃として出さなくちゃいけない、場合によるとトラック一杯二万円とか言っていました。乾燥のための熱源は熱源で、石油買ってきたくべなくちゃいけない。本当は非常に良好な燃料であるはずの木の皮とか端材がそういう製材所の熱源にも使えないというのは、やや規制の行き過ぎではないか。

確かに、何かダイオキシンが出るというんです、ある条件、悪い条件だと出るんですが、多分、燃焼の仕方や何かを工夫したり、少し活性炭をまぜたりすれば、ダイオキシンが出ないような燃焼の仕方もあるんだと思いますが、そういう問題について、林野庁の方ではどう認識しておられるのか。

私、最近、林業再生プランというのを民主党でつくらなくちゃいけないというので、いろいろ現場で話を聞くと、結構この問題は大きいんですよ。平成十四年の十二月からダイオキシン規制が始まって、今まで使えていた木材の廃棄物なり林産廃棄物というものが燃料として使えなくなつたという問題があるんですが、どう把握して、どう対策を打とうと思っているのか。

〔委員長退席、黄川田委員長代理着席〕

○前田政府参考人 確かに、御指摘のように、木材加工業者、今まで樹皮とか端材、これの処分に当たりましては、自分の持っている焼却炉において、ある意味では自由に処分してきたり、あるいは木くずのボイラーというような形で利用してきたところがございます。

ただ、最近、産業廃棄物の最終処理場の逼迫の問題ですとか、今お話がございましたダイオキシンの発生に対するいろいろな問題、そういったことを背景にいたしまして、平成十年の十二月、廃

棄物の処理及び清掃に関する法律、これが一部改正されまして、焼却炉の構造基準あるいは維持管理基準に關します規制が強化されました。そういったことで、従来のような形の樹皮や端材、これの処分が行いにくい、そういう状況に変化したところがございます。

そういった中で、現在、こうした木材加工業者から発生しております残材、年間約一千八百万立方出されているんですが、そのうちの九三％は、木材チップあるいは家畜の敷料、ボイラー燃料、こういった形で有効利用されております。一方、残りの七％、今お話にございましたように、焼却処分、あるいは産業廃棄物処理業者への委託によりまして廃棄物として処理されている、そんな実情にございます。そして、廃棄物として処理等の場合には、これは一つ、やはりダイオキシン類の対策特別措置法というのがございます。また、廃棄物処理及び清掃に関する法律、やはりこういったものによりましてダイオキシン規制、これを遵守することが必要ではないか。

このため、林野庁といたしましては、都道府県あるいは木材関係団体に対しては、その遵守を指導しますと同時に、焼却します木くずの発生抑制ですとか、あるいはダイオキシン規制に対応しました焼却施設の整備の推進を図るために、残材の有効利用施設あるいは焼却施設等の整備に係ります利子助成とか融資、こういった支援措置を講じているところでございます。

さらに、林野庁といたしましては、こういった効率的なダイオキシン類対策、これが実現できまうように、環境省との連携あるいは情報交換、こういったことに努めているところでございまして、昨年十月でございますけれども、廃掃法施行規則、これの一部改正によりまして、例えば助燃装置、これが必置だったんですが、それを必置としないとか、あるいは温度計、これにつきましては常時設置でなくてもいいというような形で、小型焼却炉に対します規制の合理化、これが図られているところでございます。

今後とも、こうした取り組みの推進を通じまして、こういった端材等の適切な処理が行われるように努めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○鮫島委員 もちろん、林野庁の方はよく御存じだと思いますが、もう今や杉の値段が一万円を割るような環境の中で、もうみんな製材業者も、立ち行くかどうか、かなり瀬戸際に迫り込まれて、山から木を切ってきたてもその切り出しの費用も出ないという、私は、今、日本の林業は経営危機に直面して大変な状態にあると思います。

そういう中で、もちろんダイオキシン対策は大変ですが、だからといって、自分の製材所でも使っちゃいかぬというようなことは、何百年も使ってきたおかしな感じがしないか。多分それは、ごみとかいろいろなものがあるかもしれないとダイオキシンが発生することがあるかもしれないとダイオキシンがぎりぎりのところまで自分の工場内で使うのはいかぬというのは、ある意味では過剰規制かもしれない。

森林総合研究所という立派な研究所も林野庁はお持ちですから、どういうとき、どういうことに気をつければダイオキシンが出ないで熱源として使えるのかというような研究もぜひしていただきたいという希望を述べて、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○黄川田委員長代理 次に、神風英男君。

○神風委員 おはようございます。民主党の神風英男でございます。

本日は、グリーンツーリズム法の一部改正ということで質問をさせていただきたいと思うわけですが、多少複雑な質問になるかとも思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、大臣が早目にこちらの委員会の方を退席されないといけないということなものですから、冒頭にちよつと大臣にお伺ひしたいわけですが、このグリーンツーリズムという言葉からイメージされる内容を、どんなものをイメージされるのか。グリーンツーリズム自体はそれなりの定義が

あると思いますが、その定義ということではなくて、グリーンツーリズムという言葉から受ける印象というのか、どういう内容を御自身でイメージされるのか、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

○島村国務大臣 御配慮いただきまして、感謝申し上げます。

一言で言えば、私は、浩然の気を養う、そういう機会につながるのかなというふうにと受けてとめているところです。

田舎でゆっくり過ごそう、そして、日本の国は資源にも恵まれますが、一方で、自然の美しさというのは、この間のスイスの前大統領じゃありませんが、世界で屈指の美しい自然を持つ国三つの一つではないか、こうまで言われる国でもあるわけがあります。

山また山ではございますが、逆に、我々がよく主張いたします農業の持つ多面的機能、農林水産物の供給だけでなく、その農林水産業が存在することによってある多面的機能というのはいろいろな要素を持つているわけでありまして、こういうことに親しみながら、農林水産業の存在価値というものをよく国民が知るといふ機会を持つという意味でも非常に有意義だと思いますから、実益を兼ねて、人間生活をエンジョイする、その一番基本にこの一つがあつていい、そう受けとめているところであります。

○神風委員 ありがとうございます。

個人的な話で恐縮ですが、以前私自身が、亀井前農水大臣の選挙区、多分神奈川県の厚木あたりだったと思いますが、そこを車で通つていたときに、私にとっては非常に奇異な感じがして、不思議な光景を目にしたことがございまして、小さな河原にたくさんの人がキャンプを張つていた。その光景を見ながら、私自身は、何か災害があつて避難をこちらの方でしているのかなと思ひまして、近くのレストランに入つたときに、何か災害でもあつたんですかということを知ったところ、結局、キャンプをしているんだという話を聞かされた

まして、非常にある意味で驚いたことがございまして、

私の出身は茨城県の古河市というところでございまして、恐らく日本で最大の、渡良瀬遊水池という大変大きな河原が存在しているものですが、そういう光景をずっと目にしながら育つてきた私にとっては、何であんなつまらないところでキャンプをするのかなというの率直な印象でございまして。ある意味では、それぐらいグリーン、緑というものに、あるいは水というものに、特に都会の人たちというのは飢えていたのかなという印象を持った次第でありまして、今回グリーンツーリズムという言葉が聞かれましたが、その光景を改めて思い出したわけです。

このグリーンツーリズムという概念ですが、これはどういう経緯の中で登場してきたのか。いかにも役所がつくつた、ある意味では官製の、何か地に足の全くついていない概念というような感じがするわけですが、どういう経緯の中でグリーンツーリズムという概念が農政の中で登場してきたのか、また、グリーンツーリズムのグリーンというのは何を、どういう内容を意味しているのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思ひます。

○川村政府参考人 グリーンツーリズムの概念が出てきた経緯等のお尋ねでございます。

これは、私どもが政策として打ち出したのは、先ほどもお答えを申し上げましたが、平成四年の新政策の際でございます。

そのときの社会状況等を申し上げますと、バブルが崩壊をする。それまでは効率性と物質的な豊かさといったものが追求されたわけでございますけれども、これからはやはり心の豊かさを重視するということで、国民の価値観も大きく変化をしてまいりましたし、また、いろいろなアンケート等によりまして、農山漁村におきます自然な要求、ニーズというものが高まっているということが出てきたわけでございます。一方、それを

受け入れる側の農山漁村地域の現状を見ますと、高齢化の進展あるいは過疎化ということで、基盤産業であります農林漁業が伸び悩んでおりますし、地域の活力自体も低下をしている、こういった状況があつたわけでございます。

こういった状況の中で、都市部の方々に對してもゆとりや安らぎを提供するといった面と、それから、都市と農山漁村の交流を通じて地域の活性化を図ることが可能であるということ、これは政策としても取り上げて、支援し、推進していくことが必要だろうということでございます。

そして、ヨーロッパ等でも、農業生産的な施策から、より幅広く、農村政策といひますか、そういうものへのだんだんシフトをしてきているという状況もございまして。それから、先ほど来もありましたように、各国ではこういった、農山村を舞台にしたツーリズムというのが、非常に長い歴史の中でまたシステム化もされているということ、そういうことも参考にながら、グリーンツーリズムを推進したいということで、政策として打ち出したわけでございます。

このグリーンの意味でございますが、外国でもグリーンというのは、そういう、地域の農山漁村を象徴するような、そこで行われている産業としての農林水産業、そういったものを代表するような言葉としてグリーンというものをイメージしているところでございます。

○神風委員 実は、先月の五月の十五日に、長野県の黒姫にありますC・W・ニコルさんのアフアンの森というのに行く機会がございました。このアフアンの森という名称も、ニコルさんの出身地でありますイギリスのウェールズのアフアン国立公園からとられたようでございます。ニコルさんが少しづつ黒姫の土地を、農地を買ひながら、森林を本場に手塩にかけながら育てているという森でございます。三時間ほどニコルさんと一緒にその森の中を散策したわけですが、時間がたつとも忘れるぐらい本当に楽しい時間でございます。

て、ある意味では、こんなことがグリーンツーリズムの一つ。その中でキノコをつくつたり、あるいは農作業なんかもしているわけですが、そういうことをやりながら、そこである程度のおびりと長期滞在できるというのがグリーンツーリズムの本当の面白いところなのかなという気がしたわけでございます。

そういう意味で、アフアンの森の隣には、やはり同じように国有林があつたわけですが、そこらの方は全く手入れがされていないで、本当に散策をできる、楽しめるというような状況ではなかったわけでありまして、これほど、手入れをしていふところと手入れをしていないところ、随分違うものであるというのを非常に感じたわけでございます。個人的には、そういう意味で、グリーンツーリズムというのはそんなことを指しているのかなというのを漠然と実感をして帰つてきたわけでございます。

平成四年にグリーン・ツーリズム研究会というのが設置をされて、このグリーンツーリズムの政策というものがスタートをしたわけですが、この研究会の委員の名簿を見ますと、随分、グリーンツーリズムとは余り関係がないのではないかと思ふような方が並んでいるようですが、中には研究者で専門の方もいらっしゃるようですが、それとは余り関係のない方が相当多いような気がしたわけですが、実際にこの中にグリーンツーリズムの実務者のような方がいらつしやるのかどうか、あるいはどういう基準でこの研究会の委員というのを選ばれたのか、その点をお伺いできればと思ひます。

○川村政府参考人 グリーン・ツーリズム研究会についてのお尋ねでございます。これは、先ほど言ひました、新政策を出すときに、局長の、当時は構造改善局と申しましたが、その私的機関として設置をされたわけでございます。当時、日本におきましては、グリーンツーリズムを実践するというのはまだ広く行われておりま

せんので、人選はなかなか苦労したわけでございますが、特に、外国ではいろいろな事例があるというところで、外国のグリーンツーリズムの事情に精通しておられる学識経験者の方。またグリーンツーリズムの場合には出かける方と、それから受け入れ側とあるものですから、出かける方の都市部の意見を代表する方。それからまた、受け入れ側も、農業、林業、水産、こういうふうに分野がございまして、そういった方々、あるいは地元で取り組んでいらっしゃる方ということで人選をさせていただいたわけでございます。

○神風委員 グリーンツーリズムの定義として、緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動と定義をされてスタートしているわけですが、恐らく、この種の活動というのは実態先行型で進んでいく方が自然に定着していくのであろうという気がしております。余り、役所が定義を決めて、そこから頭ごなしというか、上からグリーンツーリズムというものの定義を決めて、それを全国に普及させていこうという形よりは、こういったおもしろいことがあるよというような形で、それが全国に幾つも波及していく中で、その中でグリーンツーリズムというのが定着していくというような形が本来の形ではないかという気がしております。

ある意味で、先ほども申し上げましたように、都市住民というのは、グリーンあるいはグリーンツーリズムといったものには大変飢えていて、大変飢えていながらも、それを満たしてくれるスタイルというのがいまだ日本にはないというのが現状ではないかという気がしております。余り大きな体制整備から入るのではなくて、小さな成功事例というふうなものをどんどんどんどんふやしていくって、その中でそれをバックアップしていくような、そういう形が本来あるべき姿なのではないかという気がしているところでございます。

これはグリーンツーリズムに該当するのかわ

かはわかりませんが、例えば茨城の水戸の南の方に茨城町というところがあるわけですが、そこにどきどきファームというのがございます。

これはJAの経済連がもとで経営しているところでありまして、近くでとれた農産物をそこで販売をしております。隣接をして、農家レストランとまでは言えないけれども、レストランがあつて。そこは当初はそんなに人が入つていなかったのですが、特にレストランの方で、地産地消に近い農産物を使って、ふだん食べるようなものを家族で食べられるような、そういったものを提供するようになったところ、大変な混雑であるそうです。聞くところによりますと、一時間待たないとかなかなか入れないで、あるいは前日にもう予約が埋まつてしまふ。茨城ですからも大変な農産物であるわけですが、周りはみんな農家ばかりなのですが、そんな農産物であってもそういう状況を来しているというふうなことであります。

ぜひ、小さな幾つかのそういった成功事例をどんどんどんどんふやしていくことが、グリーンツーリズムと言われる、それにふさわしい体系というものをつくっていく方が重要なのではないかなという気がしているところでございます。

食料品消費モニター調査を見ますと、「グリーン・ツーリズム」に対しての要望として、「グリーン・ツーリズムの楽しみ方が良くなるように、旅行を計画する際の判断材料となるようなスタイル集(ガイドブック)がほしい」という回答が二七・一%と、最も多かったというところであります。非常に興味深い結果であると思うわけですが、

このグリーンツーリズムの人口というのが、九百万から一千万、推計であるということでありまして、ニーズが高まっているのに、なぜこれが増加をしないのか。その点、どういう御見解であるか、お伺いしたいと思います。

○岩永副大臣 ちょっと、先ほど鹿野先生から、副大臣も答弁せよ、こういうことでございますので、答弁させていただきます。

私は、確かにグリーンツーリズム、今、民宿関係で一千万から一千万ぐらい、それから公的宿泊所等を使うと二千四百万、これを三千万ぐらいにしたいということなんですね。それで、公的宿泊所あたりが本当に気楽に、どういうふうにお泊りしているかという、補助金制度等も今つくつておりますので、例えば廃校を改築しながら、風情のある建物を維持していく、つくり上げていく。それから、本当は補助金なんか、民間に補助ができるという融資制度はあるわけですが、そういうものができればそれはいいのではないかと、こういうことを思っております。

先ほど鮫島先生のお話にありましたように、日本はこの運動をやつて十年。そして、やつとここまで伸びてきたけれども低迷しているところろは、やはり次の都市の皆さん方の欲求を満足させるような部分にまでまだ至っていないところとですので、やはりこれから辺の研究とか、これらのレベルアップというのが大事ではないか、このように思います。

先生がさつき言われたように、田舎へ行つて、そして、ごたごたごたごた、都会よりも煩雑なデパートを張っているようなことでは、心豊かなやしがそこで求められるかという、そういう部分もあるわけでございます。

だから、これから交付金や情報発信の強化なんかをし、そして交付金もやはりこれからどんどんどんどん改善していきながらレベルアップをしていきたい、こういうふうに思うわけでございます。地域ぐるみの受け入れ体制の整備がまだまだであるというふうな問題とか、それから観光目的の宿泊者が全体に減少していることがこのグリーンツーリズムの低迷につながっているというふうな部分等もあるのではないかと、こんなことでございますので、そういうところにこれから力点を入れていかなきゃならぬのではないかと、このように思っております。

○神風委員 ありがとうございます。

あと一つは、私も感じますのは、やはり休暇の

とり方とか、性格的なもので、どうしても。欧米人なんかを見ていると、やはりバカンスのときには何もしないでただぼーっとしている、それが休暇だというような印象が結構あつて、日本のように、万博に行つて人込みの中で遊んでくるというスタイルは、余り欧米人では受けないというふうな、そういったものが結構違うのかな。

あと一つ、やはり感じますのは、私はヨーロッパに住んだことはありませんからわかりませんが、アメリカなんかだと、やはり森に対しての意識というものがすごく違うんだというのを、非常に痛感することがあります。何の目的もなく森の中へ入つていって、ぶらぶらぶらぶら遊んでくるといふようなことを、結構アメリカ人なんかはしている傾向がありまして、またそれにふさわしい森林というのが存在している。それに比べると、日本のグリーンというのは非常に貧弱であるんだというのを非常に痛感することがあります。前に住んでいたコネチカットのあたりの森では、本当に、秋になりますと紅葉した木の葉が雪のように降ってくるわけですね。あの光景を見て初めて、何で秋をフォールと言うのかというのを実感して、本当にわかつたわけですが、それぐらいやはり緑、グリーン、の豊かさというものが違うなということを痛感しているわけでありまして。

ある意味で日本では言われる農村に滞在してゆっくりと過ごすという、本来のグリーンツーリズムのスタイルに余りとらわれないで、日本なりのグリーンツーリズムのあり方というふうなものを開発していつてもいいのではないかなという気がするわけでございます。

そういう意味で、例えば、学校の教育であるとか、あるいは普通の企業の活動で、グリーンを通じての交流活動というふうなものもこれから必要ではないかなという気がするわけですが、これは何か、現状で行われているような活動があれば、ちょっと教えていただければと思います。

○川村政府参考人 グリーンツーリズムにつきま

しては、非常に全国的にも幅広いいろいろな取り組みが芽生えているというふうに思います。

特に、年齢層からいっても、もう若い世代からやっていかなきゃいけないということで、先ほど来も出ておりますが、修学旅行で農林漁業の体験をさせるということもかなりふえてきておりまして、ある地域におきましては、ちよつともう受け入れ切れないのでお断りをするといったようなところも出てきているようにございます。

それから、企業等におきまして、やはり従業員の福祉厚生対策ということで、自分たちの山を持つとか、自分たちの畑を持つて、そしてそれを従業員のために農作業体験をさせるといったようなところも出てきておりますので、こういったいろいろな階層、いろいろな職種、そういったところで取り組んでいただくということで、やはり問題は、国民意識、これが変わらなとなかなか取り組まないと思いますし、これはいろいろな方面から取り組まないとはいけないと思っております。

○神風委員 共生・対流実態調査によりますと、その取り組みを行わない農山漁村側の理由として、「交流を実施するためのノウハウ・人材(体験インストラクター等がない)」というのが二五・八%で最も高いということでありますが、やはりある意味でグリーンツーリズムの成否というのは人の問題に尽きると私は思うわけです。先ほど御紹介した例えばアファンの森にしても、あそこで、何でまたリピーターになりたいとか、あるいはもう一度行ってみたいとか、あるいは楽しかったというの、やはりC・W・ニコルさんの存在があったからやはり楽しいんですね。

そういう意味では、森自体の楽しさはもちろんありますけれども、それ以上に人の問題というのが一番このグリーンツーリズムにおいて大きいのではないかなという気が私自身はしているわけですが、そういう意味で、このグリーンツーリズムの推進に必要な人材、これは育成できるということなのかどうかわかりませんが、その人材の育成についてどういう御見解をお持ちなのか、お伺

いしたいと思えます。

○川村政府参考人 人材の育成についてのお尋ねでございます。

今委員が御指摘ございましたとおり、まさにこのグリーンツーリズムが振興し定着するという上では、その地域に根差した人材、こういう方がいらつしやるということが一番成功のポイントだろうというふうな思っております。

なかなかその人材の育成も難しいわけですが、私も、私でもお手伝いできることはないかというところで、研修をやるということで、特に、農山漁村の魅力を生かす企画をする、あるいは都市と農山漁村を結びつける、コーディネートする、そういった観点からの人材というものの支援をしておりまして、これまで約千四百名の方が講座を修了されております。特に、中でも、みずから企画立案をするという上級講座の方は、そのうち百七十名ということになっております。

特に私どもも人の重要性ということとは十分認識しておりますので、予算の中でも中山間地域が特にあれなので、中山間地域等青年協力隊といったようなことで、都市部の活力ある青年を長期派遣するという取り組みも始めております。

泊四日、三泊四日で、それぞれ受講料が四万円、五万円、五万円という形になっているようにござ

いまして、その中身も、案内人の話し方とタイミングであるとか、案内人の伝え方技術というように、なことが書かれているわけですが、実際に、これ

で本場にインストラクターという制度というのか、それが定着して機能しているんでしょうか。

○川村政府参考人 お答えいたします。

確かに、三泊四日の講座を受けて、もう即、使

と農山漁村の交流だったわけでございます。それを実施する機関として実は三つございまして、財

団法人の農林漁業体験協会、また、財団法人のふるさと情報センター、それから21世紀村づくり塾

というのがあったのですが、これを統合いたしまして平成十二年四月に設立をされております。

そういうことで、その当時それぞれの三つの機

関に属されておりました理事さんの方々は、これまでいろいろなノウハウ、諮問、そういったことでも力を発揮していただいておりますし、統合後間もないということで、幅広くいろいろ御意見をいただくことなくいけることもあったという

それからまた、今回は、その登録を受けた業者であるという標識を掲示するということを義務づけまして、登録を受けない者が標識のせものをつくりますと、まさにペナルティーというか、罰則がかかるということもございませう。この標識を見ることによって、これは一定の水準をクリアしているということが一般の方にもわかるということ、宿泊者の増加といえますか、そういうものにつながるということがあると思ひますし、それから、旅行会社等も、こういった体験型の民宿を紹介するということもあるわけですが、やはりこういった登録等を受けているということが一つの基準になりまして、これは旅行エージェンツ等でも十分紹介するにたえるということでの取り扱いをしていただけたらというメリットもあると思ひます。

また、活性化機構でも、先ほど言いました研修とかこういうものも、基本的にはこういった登録を受けた方々の向上ということでサービスを提供しておりますので、そういったことを受けられるというメリットもあると思ひます。

○神風委員 これまで一つに限られていた登録実施機関が今後複数設置されることが想定されるわけですが、そうした場合には、体験民宿業者が、どこを選択するかという問題はあるわけですが、一つに登録すればそれは同様に登録のメリットを受けられるのか、登録料も何か一律ではなくなるのか、そこら辺の点はいかがなんでしょうか。

○川村政府参考人 今回の改正によりまして、農家民宿の登録の実施機関が複数となる場合も想定されるわけでございます。そして、農家民宿の登録自体は、法令で定める登録基準ということで、共通の手続ということを示す標識につきましても、法令で統一した様式を定めるということ、まさに制度の基本となる部分については、すべての登録の実施機関で同等の取り扱いが行われるということになると思ひます。

それから、登録免許税もかかりますが、登録免

許税についてはこれはまさに一律でございますが、実際の登録事務にかかわる費用、これについては異なることもあり得るというふうに思ひます。ですから、ホームページ、あるいはその登録機関が行います、先ほど言ったような登録の見返りとしてのいろいろなサービスがあるわけでございますが、そういうところはまさに登録実施機関の自主性にゆだねられるわけございまして、そういったサービスが機関ごとに特色が出るということは当然あり得るというふうに思っております。

ですから、複数になりましたら、まさに農家民宿をされる方は、そういった受けるメリット等を考慮されて、みずから選択をされるということになろうかと思ひます。

○神風委員 ちょっと最後に食品リサイクルの關係でお伺いしたいんですが、来年度までに食品関連業者が再生利用の実施率を二〇%以上にしなければならぬということになっております。この食品廃棄物、堆肥であるとかあるいは飼料の原材料として資源性が高いけれども、なかなか有効に利用されていないというのが現状であろうかと思ひますが、その原因についてどう分析をされているのか、お伺いしたいと思ひます。

○白須政府参考人 ただいまの委員からの、食品残渣を中心とする、そういったものの十分リサイクルがされておらない原因というふうなお尋ねがあったわけでございます。

この食品残渣にも、もう委員も御案内かと思ひますが、いろいろな種類があるわけございまして、例えば一般家庭から出るということになってまいりますと、これは御案内のとおり、少量なものが、内容も非常に不分明でございます。したがうなことを考えた場合にも、安全性でございすとか、あるいは安定供給といった確保が難しいというのがまず一つあるわけございす。

もう一点、例えば外食産業なり食品の卸、小売、そういったところから出るものを考えてみます

と、これは内容でございすけれども、例えば栄養成分も、たんばく質とか脂肪とか、それも非常にさまざまである。それから、例えば豚のえさにしようかという場合も、非常に塩分が多ございす。したがって、なかなかそのところは限定されるわけでございますが、例えば給食の残渣といったようなものは、非常に内容とか品質も明らかであるといったようなことで、これも大量に安定供給という場合にはえさとしても十分利用可能だという場合もあるわけでございます。

それからもう一点、食品製造業、これが三つ目のパターンでございすけれども、これは例えば米ぬかでございすとかあるいはビールパルプといったようなことで、これはもう御案内のとおり、非常に内容も明らか、あるいは品質も明らかでございます。また、大量に安定供給されるという面もございすので、こういった面については、実はメーカーの方も、飼料メーカーでございすけれども、えさ原料、飼料原料といたしまして現在三割ぐらいは飼料化をされているといったような状況にございまして、その残渣のそれぞれにに応じて、それぞれなかなか難しい面もある、あるいはまた一方には利用されている面もあるというふうなことでございす。

○神風委員 時々地元で何う話が、養豚業者が、外食産業であるとかあるいは病院から出た食品残渣、それを引き取ってきて豚のえさとして利用している。ただ、一般廃棄物でありますから、なかなか、リサイクル業者との競争で負けてしまふ。つまり、出す方も、排出する方も一緒にまとめて出した方が手間がかからないという面がありまして、食品残渣だけを引受けてくるということが非常に難しいというお話を伺って、何か逆に、例えば畜産業とか農家の場合には優先的に食品残渣、食品廃棄物だけを引受けられるような方法がないのかというお話を伺うんですが、これについて現状で何か対応策というのはございすでしょうか。

○岩永副大臣 最近もつたいたいという言葉が大

変はやっておりまして、そのことだけではないわけでございますが、特に自給率を向上する過程の中で、特に家畜の飼料自給率というのが低うございすね。そして、今、麦わらまで中国から購入している。そして、粗飼料も七〇%の自給率なんです。それから、特にコンビニだとカスパーだとか、大手業者も余ったらざあつとほかす。先生がおっしゃっているように、食品工場の中、生産工場の中でもほかす。こういったようなものを再生して家畜の濃厚飼料にできないか、こういったことで、実は私が議長となつて飼料自給率向上戦略会議というのを立てました。

今、いろいろな方々から意見をお聞きしております。そして、食品残渣飼料化推進のための取り組み優良事例の収集とか提供とか、リーフレットを作成して配布している。そして、食品残渣ネットワークづくりというのをやっている。そして、これらを活用した人づくり、拠点づくり等を柱として食品残渣の飼料化を図っていく、そういう工場をどうしてつくっていくかというようなこと等も考えまして、二四%の家畜の飼料の自給率を三五%にまで上げたい、こういうことで今頑張っております。そして、食品残渣の飼料化については、今一七%でございすんですが、これから十二年度の二七%には五三%まで上げたいと。

しかし、たばこの灰だとか、つまようじだとか、食べ残しについては、これは飼料には難しい。だから、肥料が何かにできないかというような形の中でのリサイクルをこれから考えていきたい、このように思っております。

○神風委員 今副大臣がお話しされた内容は新聞で先日拝見いたしました、大変うれしく思つたわけですが、ぜひ農家の話も聞いていただきたい。つまり、利用者の利用勝手がいものををつくつていただくたいな。つくだけつくって、なかなかそれが売れないというのが現状であるという話をよく聞くわけでありまして、排出者の論理だけではなくて、そちらの、利用者の、農家の話をぜひ聞く中でそれを進めていただければありがたいな

と思うところでございます。

どうもありがとうございます。

○山岡委員長 次に、篠原孝君。

○篠原委員 民主党の所属である篠原でございます。

きょうは、農家民宿、この振興というのは非常に大事だ。中山間地域の振興ということを考えた場合、農業はもちろんあるわけですが、それだけではなく立ち行かない、そうしたときに一体どういう方法があるかということを考えますと、これは兼業といえれば兼業かもしれませんが、必ずしも兼業とは言えない。農家が収入を得る。農業をやりながら、自分の家に泊まっていたら、体験していただいてということですね。これは非常にいいやり方ではないかと思っております。

ですから、我が国の農業の振興、中でも、中山間地域の振興を図るという観点から、エールを送る意味で、応援の質問をさせていただきたいと思っております。

ただ、応援だけで済むかというところ、そうじゃない。いろいろ問題点もございまして、関係省庁の皆さんにおいでいただきまして、その問題点について、どうやって改善されていくかということでお答えいただきたいと思っております。

ちよつと質問が早まっている関係で、到着していない省庁もあるということを今事務方から伺いましたので、通告してあります質問の順序をちよつと変えまして質問させていただきたいと思っております。

農家民宿、やろうという意欲は大分前からあるわけですが、このグリーンツーリズムも十数年前からあります。しかし、どこでも聞かれるのは、規制が厳しくて、やっていけない。

いろんなのがあります。一番悪いのは、後ほどたつぷりと聞かせていただきますけれども、食品衛生法、旅館業法だと思います。ほかに消防法、それから建築基準法があります。ただ、十年前と比べれば、それなりに改善がされてきているとい

うのも伺っております。

私、十年ほど前に、皆さんのお手元にお配りしてありますけれども、まあ手前みそになりますけれども、本を書きました。その後も書いています。一番の先進地ですね、農家民宿の先進地だと思っております。そこで二十数軒泊まって、アンケート調査のようなこともしまして、これを日本に適用できないかというのをいろいろ考えてまいりました。

そのところを見ていただきたいと思います。帰ってきて、それをやったらいんじゃないかということ、あちこちに講演に招かれたときに、特に中山間地域に行きましたときには、農家民宿の振興というのは一つのやり方ではないかというのを申し上げました。でも、既にやっているところもありました。

真つ先に消防法の規制ですね。年に何人泊まるかわからない。それにもかかわらず、消火器や誘導灯をつけると言われて、なかなか踏み込めないというのを聞きました。ほかにもあるわけですが、この点は最近改善が進んだと伺っているんですが、どのように改善が進んだのでしょうか。

○東尾政府参考人 農家民宿の消防法令上の規制緩和について、ただいま御指摘の点について御説明を申し上げます。

私どもの規制は、御案内のとおり、宿泊者が、特に火災時に安全に避難できるということを眼目としてやっているわけでございますけれども、今おっしゃった、消火器、誘導灯でございますけれども、従来は、普通の旅館、ホテル並みに規制をしておりました。しかし、誘導灯につきましては、農家民宿の場合の構造が、普通はお泊まりになる各部屋から直接外部に避難できるようなところが多いため、あるいは非常に簡単な構造になつておりますために、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できるような仕組みという建物になつていくことが多いというところから、そのように明らかに判定できる場合には、誘導灯に

ついては、構造改革特区の実績もありまして、平成十六年度、昨年度から、全国一律にこれを免除するということとしたところでございます。しかしながら、消火器につきましては、これは各家庭でも置かれていたような場合もございまして、また、やはり最小限の初期消火のために必要な器具ということで、現在も規制の対象としておるところでございます。

週、じっくり聞いてまいりました。いろいろ金がかかり過ぎると。今度は農家民宿とちよつと違うわけですよ。旅館業法のもとにですけれどもね。消防法のもと、毎年一回必ず検査に来て、一時間か二時間しかない。消防何とか士というのか防火何とか士という、業者です。そうして五万円ずつ取られると。何にも変わっていないと言っている。こんな余計な経費はなぜ必要なんですか。一体、これ、何にかかっているのか、教えていただきたいんですが。

○篠原委員 それなりに改善されているのはわかりました。

○東尾政府参考人 消防用設備の点検でございますけれども、一定の防火対象物につきましては、そこに設置されております消防用設備がちゃんと作動するかどうか、定期的に点検を行うよう、消防法では義務づけられているところでございます。旅館、ホテルにつきましては、そのような点検を行うというところは決められているわけでございますけれども、一般には、一般にといいますか、今の法令では、建物の延べ面積が一万平米に満たない場合には、これは、その旅館、ホテルあるいは民

宿の所有者などがみずから点検をして、例えば消火器でございますと、期限切れになっていないとか、あるいは腐食していないかなどという、目視の点検などをしまして、それで大丈夫ということでございます。

私どもも、この指摘がございましたので調べてみたわけでございますけれども、普通は一万平米に満たない農家民宿が非常に多いので、なぜ事業者が来るのか、ちよつとわからないということでございます。私どもとしては、そのように一万平米に満たないものについて専門業者の点検を必要としないということは、法令上も明記しておりますけれども、今回のお話もございましたので、この辺についてはさらに徹底をしていきたいと思っております。

私の地元、長野県の北の方です。スキー民宿というのが昔からありました。ですから、いっぱいあります。そこは中山間地域の典型的なところで、一年の半分ぐらい雪に覆われる。で、行ってみました。いろいろとお話を承ります。どこが問題かというの、この質問に備えてというか、先

は、これはかなり大規模な、旅館、ホテルと同等のものとなつてまいりますので、これにつきましまして、一定の資格を持つ者の点検を義務づけてい

るところでございます。

ただ、その金額でございますけれども、こちらについては消防法によって決めているわけではございませんで、業者の実費といえますか、業者の営業上の必要な経費を請求するものでございまして、五万円というふうに決められているものではございません。個々の地域によってそれについては差異がございします。

以上でございます。

○篠原委員 常識的なことを行われているようですけれども、徹底していかないところが非常にあるんじゃないかと思ひます。田舎の人たちはみんなまじめですからね、来たら、やらなくちゃいけないと、検査を毎年受けているということで、それをまじめにやっている。

ほかに、これはお答えいただかなくていいですけれども、国交省の問題です。建築基準法上の検査も二年に一回ぐらいあって、それなりの金額、二万円から四万円というのを取られる、年にすると二万円ぐらいですかね。

今千平米とおっしゃいました。千平米というのは一体何室ぐらいかというのは、皆さん頭にすぐには浮かんでこないと思ひます。でかいでかいとおっしゃいますけれども、農家のところへちよつと建て増して、気をきかせてやろうといっているところに、でっかいホテルや旅館、志賀高原のホテル、野沢温泉のホテルと全く同じ規制がかかっているわけです。そこは絶対おかしいわけです。

人の命は大事です。火事が起こっては大変ですけれども、そこは常識的に判断いただいて、後で触れますけれども、総務省の中で過疎振興というのは大事な仕事なわけですよ。過疎振興という観点から、こうやってやればいいんだと、お金のからまないような仕組みというの、同じ省庁の中にあるわけですから、ぜひ考えていただきたいと思ひます。

次に、国交省の建築基準法の規制です。これはきのう、レクの段階でわかりました、改

善されていることを聞いてほつとしました。皆さんに聞いていただきたいんですが、いいですか。このとぼけた規制というのは、私は前代未聞の規制だと思ひます。農家の生活を共有したい、田舎でもつてゆつくりしたい、いろいろに当たりたい、それで農家民宿に行きたい。ところが、いろいろは危険だから、いろいろをつぶさなくちゃ農家民宿にはいけないというんです。信じられませんか、このとんちんかんな規制。皆さん、笑われます。しかし、ずっとそれが現実だったんです。

私はこんなばかんな規制があるかということを書いてきました。農林水産省で、旧構造改善局、農村振興局に行かせて、それなりの地位につかせていただければ私はやれたと思ひますけれども、残念ながらそこに行かせてもらえませんでした。ほかに、このことばかりやらされておりました。

農林水産省が考えなくちゃいけないことなんですけれども、建設省もばけていますよ、全部いろいろをつぶしていたんですから。やつとこさ去年の十二月だかに改善されたそうなんですけれども、一体どのように改善されて、現状はどうなっているんでしょうか。

○和泉政府参考人 お答え申し上げます。

まず、御指摘の規制でございますが、基準法では、旅館等における火を使用する部屋については、その内装を、例えば石こうボード等の不燃性のある材料で仕上げる必要はない、こういう規制がございました。先生御指摘のように、平成十五年四月の改正旅館業法施行規則によって、従来は認められておらなかったような、客室の床面積が三十三平米未満であるような農家民宿についても旅館業の許可が取れるようになった。その結果、そういった民宿について、先生御指摘のように、基準法上は旅館として扱われることになつて、内装を不燃性のある材料に仕上げる必要はないから、結果としていろいろ端をつぶすみたいな事態が生じたことは事実でございます。

これらの状況を踏まえまして、国土交通省では、客室が三十三平米未満であつて避難上は支障

がない、先ほども消防庁からお答えがございましたが、すぐ外に出られる、こういったようなものについては、旅館業法上は旅館かもしれませんが、基準法上は住宅として使うことにしまして、この旨をここの一月に全国の建築行政を担当する公共団体に通知したところでございます。これによりまして、一般的な平家の農家民宿については、いろいろ端をつぶすことなく民宿がやれるようになった、こういったことでございます。よろしくお願ひします。

○篠原委員 せっかくですから、皆さん、この資料の三枚目を見てください。これは、建設通信新聞に、こんな立派なことをやつた。「農家民宿改造『いろいろ』OK」という、こういう非常識がまかり通っているんです。大臣はおられませんか。けれども、日本の常識は非常識とか何とか。非常識問題というのを言つと、ちよつと失言される方もおられるのでやめておきますけれども。これは、ヨーロッパでいつたら、危険だから農家の暖炉をつぶせ、そうじゃないと農家民宿をさせないと。だから、外国人に言つたら笑われますよ。

今、やりましたとおっしゃいましたけれども、まだだめなところがあるんですよ。横のところへすぐ火が移るといけないから、周りの内装をすぐ引火しないようなものに変えろと。その結果、風情も何もなくなつた、台なしのいろいろ。いろいろはあるけれども周りは従来のものじゃないといううな規制もまだ残っているわけです。

私は、もう本当に、こういうことを余り言っちゃいけないけれども、あは、ばか、どじ、間抜けという感じの規制だと私は思ひます、こういうのは。本当に信じがたい。

こういったのをちよつと直すというのがなぜ農業サイドからききんと出てこないかというところ、おわかりになると思ひます。運輸業界クロネコヤマトの宅急便の小倉さんのような、声がでかくて理論家なんというのは、山間僻地の農民にはおられません。ちよつと試しにやってみるかという人たちはですよ。そういう声まで聞いていないんです。

それは我々政治家の役割ですよ。態度のいい政治家がいたらとくに直つていただいましょう。良心的な役人がいたら、担当者がいたら直つていただいましょう。何にもないから現場も知らない、だから放置されてくるわけです。特区とかそういうのでやつてやつと直つてくる。

これを機会に、まさに農村の生活をエンジョイしたいという人、いやしが欲しいという人たちが行くわけですから、ありのままでできるように、しかしルールはルールで守つてもらわなくちゃいけない、しかし、振興という観点から、ぜひ行政はやつていただきたいと思ひます。

では次に、食品衛生法です。

これが一番ひどいんです。農家民宿をやつていく場合、食品衛生上の規制がもうめっちゃくちゃです。これについて、何か十年前と比べて改善されたんでしょうか。この法律ができてから、農家民宿をきちんとやつていく、農家体験をしてみようというところでやり始めたわけなんですけれども、少しは改善が何か進んだんでしょうか。

○外口政府参考人 お答え申し上げます。

食品を調理したまたは設備を設けて客に飲食させる場合は、食中毒発生防止の観点から、一定の予防対策が確保されることが必要と考えております。

一方で、御指摘の農家民宿の営業許可にかかわる問題等につきましては、規制緩和の要望があることを承知しており、地方分権推進の流れに合せて、従前より都道府県等に対し、条例で定める施設基準等について要望がある場合には、関係部局間で十分に協議を行い適切に対応するようにしているところであります。

○篠原委員 何を答えられているかわからないですね。

何にもやってないんですよ。やつてないどころじゃありません。私は、余りこういうところで山田さんのような調子でやるのは嫌いなんですけれども。しかし、許しがたいです。

きのう、質問とりのときに、私は、質問をみん

な書いて差し上げます、それで、いろいろやっているの、それなりに考えてやってくれているのでしよう。そうしたら、いや、自治事務ですから県が勝手にやっています、我々は何かそんな規制していません。いや、それだといったって、僕が聞いている限りでは、いろいろなところでいろいろな工夫をしてやっているでしょう、どういうふうになっているんですか、優良事例があるはずですよ。ほかの省庁、総務省も文部科学省も国土交通省も、私がちよつと言った資料をすぐ届けてくれました。厚生労働省は、そんな資料はありません、工夫している資料がありませんというんです。実態がどうかも承知してないんじゃないか、ことがあるんじゃないか。

○外口政府参考人 農家民宿の場合ですけれども、一般に、都道府県において、営業許可申請があった場合には、書面のほか、現場において審査を行っております。その際に、施設の規模、提供される食事の種類、数量等をしんしゃくすることが可能でありますので、農家民宿においても、条例の範囲内で弾力的な運用が可能であると考えております。

御指摘の優良事例等についてでございますけれども、きのう、先生から青森とか大分の例について御指摘をいただきました、私どもの方で調査いたしました、同様の事例の工夫が、例えば秋田とか福島とか長崎とか鹿児島とか、全部を把握しているわけではございませんけれども、そういった工夫がなされていると承知しております。

例えば、先生から、新しい厨房がないと食事が提供できないだとか、それからほかで食べてもらうとか、一緒につくったことにするといったことをやっている事例があつて、おかしいじゃないかという御指摘をいただいたわけでございますけれども、それらについても、県によつては、一定の基準を満たせば家庭用の台所の共用ができるようにするとか、あるいは調理場へのお客さんの入室を、専用じゃなくてもできるようにするとか、そういった工夫もなされているようにございます。

また、宿泊者が自炊する場合には食品衛生法の基準には入らないわけでございますけれども、これも、体験型の場合に農家側が補助の範囲内で関与する場合、そういった場合には、程度問題はあつてしようけれども、営業の許可が要らないようにすると、そういった工夫も行われている県があると承知しております。そういった中で、そば打ちとかまんじゅうづくりとか、そういったことが楽しめるようになっていくのではないかと承知しております。

○篠原委員 今、質問していないことまでお答えいただきましたけれども。

きのうの夜は、ないと。ですから、私はそれなりに承知してはいたけれども、もう一回インターネットで調べましたよ。調べて、今皆さんのお手元にお配りしてあります四番目の資料、「大分県における農家民宿の食品衛生法上の規制緩和事例」というのを、それから、青森県のも載っていました。秋田も福島も。インターネットだけでも載っている。それを厚生労働省は、一切承知していない、そのような資料はない、事例は知らない。私から言われてやつと調べるなんて、そんななまくらな態度は私は許したいんじゃないかと思ひます。少なくとも、質問を受けてやつとに、調べて持つてくるという、その一夜漬けでいいですよ。それすらもしない。それだったら、行政が前に進むはずがないじゃないですか。

この資料を見てください。食品衛生法、旅館業法。まあ旅館業法の問題もあるんですけども、食品衛生のところ。大分県はどうしたかというところ、湯布院があつたり安心院があつたりして、先進地です。我が県も先進地なんです、知事がちよつと違う感じの人なので、なかなかこれはできていないわけですよ。

この右側「新たな取扱い」を見てください。「宿泊客が農家と一緒に調理、飲食する体験型であれば客専用の調理場及び営業許可は不要としました」と。お客さんが行つて調理をしたことにしなくちゃいけない。で、実際どうなっているか。い

ろりと同じような規制ですよ。食器洗いと、材料を洗うのと、手を洗うのと、三つ別々の流しがなくちゃいけないというんです。信じられますか。都会のかいレストランだったら、私はその規制があつてもいいと思ひます。農家民宿でやるのにそれを要求するわけです、そうじゃないといけません。

それで、二枚目のページの私の地元の中野市の主婦からのファクス、ページすると二ページ目です。見てください。これは、私が勧めたりして、それで、私の本、資料の六にありますから聞きながら読んでいただきたいんですが。

それで、どうしたらいいのかというので聞いてくる人もいます。コンサルティング業務を役人時代からしてはいたけれども、その一つですよ。特区をとつてやり始めた。ところが、真ん中のあたりを見てください。四行目。食事の提供ができないことです、法にのっとり改修すればいいのですが、多額の費用がかかるため、全員で素泊まりで許可をいただいています。

食事は提供しなきゃならないので、素泊まりで。そういうことです。そのために行政から施設を借り、ボランティアによる合同食事会。県や市町村は苦労しているわけです。大分県をまねていられるわけです。ルールがない。しかし、こうやってやれば文句は言われないだろう。

合同食事会というのは、来ていただいた人たちが一緒に食事をつくっている、炊事を一緒にしている。来ているのは小学生です。それは、物を運ぶのが炊事かもしれません。そんなことするわけがない。そして、接待をしています、でも、いつまでもこれを行っていくわけにいかず、いずれはと考へております。

これが実態ですよ。わかりますか。二十人、三十人の農業体験で来て泊まるわけです。食事を提供しなきゃいけない。まじめなんです、長野県の人たちは。ほかの県の人たちは知りませんけれども、それで、わざわざ外に行つて、そして御飯を中では食べさせない。しかし、向こうに行つて、

一緒につくつてやっているわけです、わざわざ外に行つて。

そして、もつと傑作なのは、朝飯どうするか。朝飯からそんなことできないでしょう、どうしよう、みんなで協議したんだそうです。しかし、それは無理ですから、そこはちよつとこの法律からすればイリーガルです、法律違反かもしれない、農家でつくつた簡単な朝食をしました。しかし、これで許可を取り消されるといけないからといって、わざわざコンビニに走つて、三つぐらいずつおにぎりを買つてきて、それをみんなで分け合つて食べたという証拠を残しているという。

信じられますか。こういう涙ぐましい努力をしているんです。このとんちんかんな規制のためにですよ。わかりますか。これが実態です。こういうことを放置しておくことはよくないですね。どこが真剣になつたりしたら、こんなものは簡単に消えていくはずなんです。そして、ほかは特区、みんな直してきています。

では、厚生労働省は、これがいいんだつたら、ほかのところにも波及させるべきです。それはまた抜け穴をつくつていようなものですね、一緒につくつたことにすればいい。そういうのを全国に到達で出すべきだと思いますけれども、出さずあります。

○外口政府参考人 自炊の場合、あるいは体験調理で補助の範囲内ということは、営業に該当しないと解釈しておりますけれども、それと、一緒につくつたことにするというのは、また全然別話ではないかと思ひます。ルールが悪い悪いということとまた別話です、一緒につくつたことにするというのは、やはりどうしてもやめてほしいなと思つております。

それで、今後の対応でもございますけれども、先ほど、設備の問題では流し場、シンクですね、あれの数足りないとか、そういう御指摘もありましたけれども、この点につきましては、調理の形態によつて、何を食べる、どういう調理をする

かということによっても大分違うと思いますので、それはその自治体で、実情に合わせて条例等の改正、あるいは運用解釈をしっかりと行いたい。くというような対応もできるのではないかと考えております。

○篠原委員 今ここでやっている農業体験、小学生だけが行きます。何でもやらせようというのもあるんですけれども、それは農業体験であって、炊事体験に行くんじゃないんです。小学生が十人農家に泊まったときに、食事はどうするんですか。農家の食事を食べちゃいけないんですか。

○外口政府参考人 食品衛生法の目的は食中毒を予防することにありますので、食中毒が起きないようにするということが第一義的な目的なわけでございますけれども、例えば農家民宿の場合でも、では、食中毒が実際……篠原委員 簡単に答えてください」と呼ぶ。はい。食中毒が、例えば、平成十六年六月に中学生のグループが農家民宿で体験調理をして、それでカンピロバクターの食中毒を起した事例もございますので、これは一定の規制、予防のための規制というものはやはり必要ではないかと思えます。

ただ、必要以上の規制をするかどうかということとは、それは地域の実情があるかと思えますし、実際、御指摘にあった大分県の事例でも、営業許可が必要かどうかについては、これは保健所の方で事前に調理形態についての書面を求めるということもやっておりますので、全く緩和することとは難しいのではないかと考えておりますが、必要以上の規制にならないようにということについては十分意を用いてまいりたいと思っております。(篠原委員「小学生が食べられないのか、食べられるのかと聞いているんです」と呼ぶ)

食品衛生法に違反しない範囲の農家民宿で小学生が楽しんでいただくことは、全く構わないと思っております。

○篠原委員 答えになっていませんね。

エイズだとかBSEでは緩ふんで何でも認めておいて、こちらの方は厳しく厳しく。それは、

私も病気になるってほしくないという気持ちはわかります。だけれども、昭和二十二年にできた法律、二十三年にできた法律、旅館業法。しかし、世界じゅうで日本ほど公衆衛生がきちんとしている国はないんじゃないかと思えます。それは、旧厚生省、現厚生労働省のいろいろな行政がよかったのかもしれない。それはそれでいいんです。しかし、全く違った観点があつていいんです。

どういふことかという、外食産業があつた、こんなのは産業として認められていなかった。環境衛生の観点で旧厚生省がそつちの皆さんと接触していたわけですよ。しかし産業育成という観点で全然ないから、そう大した力もないけれども農林水産省の方にきて、農林水産省に外食産業振興室というのができたわけです。わかりますか。そういう観点からいえば、農林水産省が農家民宿振興というのをやらなくちゃいけないわけです。農林水産省もそういうところを忘れていて、相変わらず、大規模大規模という、昔ながらの題目だけ唱えているからだめなわけです。ですから、振興という観点から、うまい方向にいくようにやっていかなくちゃならないんですよ。

ですから、ぐちゃぐちゃおっしゃらずに、これで優良事例があるわけですから、もう規制をなくしてできるように。だから、農家民宿独自のきちんとした基準を、条例だ保健所だといわずに、厚生労働省できちんとつくってやってください。現場は混乱しています。そして、まじめな人がばかを見て損をしているということ。そういうことを気をつけていただきたいと思えます。

それで、次は、前向きなことでもちょっとお願いをします。

今、厚生労働省、それから総務省、国交省、皆、いろいろな行政があるわけですが、やはり中山間地域の農村の振興という観点から行政をやっていただいたいと思えます。

特に、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、過疎振興は、国土庁がなくなつてあちこちに移つてしまつていくわけですが、総務省も

地方の活性化、地域の活性化というのがあるわけ。消防庁が同じところにあるわけですから。過疎振興の観点から、ぜひ農家民宿の振興に真剣に取り組んでいただきたいんですが、そういったことはお考えでしょうか。

○荒木政府参考人 お答えいたします。中山間地域を初めとする過疎地域の振興を図ります上で、都市との交流を促進することは極めて効果的と考えておりまして、その受け皿であります民宿等の滞在施設が担う役割は大変重要であると認識をいたしております。

過疎地域の中には、地元自治体が田舎体験事業などを実施しまして、民宿と一体となって都市住民の受け入れを行ひまして地域の活性化を図っているところも見られるところで、総務省として、こうした優良事例につきましては、総務大臣表彰を行つたり、シンポジウムなどで各自自治体に対して紹介し、普及を図つてきているところでございます。

大臣表彰の一例を御紹介させていただきますと、これは新潟県の越後田舎体験推進協議会というのがございまして、これは旧東頸城郡の六町村と各民宿などで構成しているものですが、こちらでは行政と民宿が一体となりまして、窓口の一体化など受け入れをシステム化することによりまして利用者の便宜に配慮するとともに、首都圏におきまして積極的な営業活動を行ひまして、都市住民を対象とした体験型広域観光事業を展開しております。

この協議会の実績でございますが、民泊の実績を申しますと、平成十一年当時は民泊ゼロでございましたが、昨年は一万一千泊、約五千人程度の方が訪れたというところでございます。

今後、団塊の世代が定年退職の時期を迎えるなど、過疎地域と都市との交流や余暇活動へのニーズがますます高まると思われまふ。総務省といったしましても、地方団体へのこれら優良事例の情報提供などを積極的に行ひますなど、過疎地域において行政と住民、民宿など、地域の関係者が一体

となつて取り組みが進められるように、さらに推進されるように努めてまいりたいと考えております。

○篠原委員 はい、ありがとうございます。前向きな答弁ですが、答弁の長さに応じた予算もつけていただいて、振興していただきたいと思ひます。

それから国交省の方も、いろいろな考えがあるんですが、観光の観点からいろいろできると思うんですが。この資料の三のところ、フランス農家民宿ブックガイド、これは、私、十年前ですけれども、フランスにいたときに、みんなそのブックガイドなんです。この二つは、BアンドB・イン・フランスというので、英語版なんです。私、フランス語が余りでできないので買ったんですけれども、それはイギリスからいっぱい来る人がいるわけです。

フランスでは、国策として農村地域の振興をするということになっていまして、それは、農業だけじゃなくて、農家民宿を大々的にバックアップしているんです。全庁挙げてなんですね。これもガイドブックでございまして、このページに八個載っている。これが六千載っているんです、もつとあるんですけれども。これを見てみんな行く。ですから、国内旅行者の四割が農家民宿を使っているというんです。

それから、五番目の、「仏の農家民宿、人情三つ星」という、十年ちょっと前の日本経済新聞の一番最後のページですね。渡辺淳一さんの小説と並んで人気の高い欄だそうでございますけれども、そのところ、に、「仏の農家民宿、人情三つ星」ということを書いてあります。その下から二段目のところを見ていただきたいんですが、線を引つ張つてあります。家族連れ、退職した老夫婦、節約第一で動き回る若者と、いろいろな人が行つています。しかし、日本の場合は、今こういうのをどが使っているかというと、子供たちなんです。

そこで文部科学省の役割が重要になってきているんですが、全く何もしてきていない、今もぐだぐだ言っている厚生労働省と比べますと、文部科学省は非常にいいことをやっておられるんじゃないかと思えます。総合学習の時間ということで、体験学習をするということでいろいろやっておられるようですが、これはもともとと振興していただきたいんですが、その点についていかがでしょうか。

○山中政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、子供たちがいろいろな体験をするという中で、農家に行つて、そこに泊まつて、実際に農業体験をする、酪農体験をする、田植えの体験をするといった、こういう体験活動というものは非常に重要なことだというふうに思っております。

平成十三年には学校教育法を改正いたしました、ボランティア活動とかいろいろな体験活動、自然体験活動、こういうことを学校の中でも積極的に取り組もうということでの法律改正を行ったところでございます。また、あるいは総合的な学習の時間というもののが今取り入れられておりますけれども、その中でも体験的な活動を積極的に学校で取り組もうということを行っております。

具体的には、例えば、豊かな体験活動推進事業というものをを行っております、例えば地域間の交流推進ということで、都市と農山漁村の共生・対流という形で、修学旅行で農家に泊まる、あるいは酪農、牧場に泊まつて、それを体験するですとか、あるいは東京の武蔵野市でございますと、ここはファーストスクールという普通の武蔵野市内の学校のほかにセカンドスクールをつくらうというところで、中学校で三泊四日、小学校で六泊から八泊ぐらいいたしまして、長野、新潟、群馬、山梨といったいろいろな県と連携しまして、その農家に泊まらせてもらう、そこで実際に一週間起食をともにして農業体験をする、あるいは伝統文化をやってみるか、そこを授業の場として、学習の場として、そこで体験するというふうな試

みも行われております。非常に成果を上げて、これは十年ぐらい取り組まれているところでございます。

こういうふうな活動を、私どもとしても積極的に、農林水産省あるいは農協、いろいろな方々と連携しながら推進してまいりたいというふうに考えております。

○篠原委員 食育の面でもいっぱい連携ができるわけですし、非常に私は好ましいことではないかと思ひます。

今、長野と言いましたけれども、飯山市もその武蔵野の対象になっております。聞きますと、三日か四泊泊まつて、帰るときは涙を流してせつながる、それから先生方がリーダーになるわけですから、それから先生方がリーダーになるわけですから、どうしてかという、三日、四日あるいは五日、六日、一緒に同じかまの飯を食う、それで朝から晩まで一緒だ、そこで団結心とかかまとまりができて、いじめも少なくなつてと。

先生たちがあれこれ言つたて聞かないのが、民宿のおやじさんから一喝されると言うことを聞く、また行きたいというふうになると。だから、その後、生徒たちは来ないんですが、また来ると。それから、十年後は必ずリーダーになると思ひます。昔行つたところに行つてみるというかね。ぜひ、これを農村振興に役立てていただきたいと思ひます。

次に農林水産省です。

私も、農業の振興というのは本当に難しいと思ひます。民主党は、菜種とかそばとかいうのを、中山間地できつくりやすいのをというのをやりましたけれども、やはり農業では無理なところがあります。ありますけれども、農家民宿による中山間地域の振興なんというのは、もう本当に、ちよつと手を加えたらうまい。特に、副大臣の地元、滋賀県なんというのは非常に穏やかなところで、山があつて湖があつて。イギリスの農村観光、アグリツーリズムの方が来られました。日本は全体がグリーンツーリズムの宝庫だということなんです。ですから、こういったことに着目し

て、ぜひ農家民宿の振興を農林水産省の重要な施策として入れていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○岩永副大臣 篠原先生、我々が各省庁に言わなきゃならぬことを、本當にきつちり、ばつしり言うていただきました、ありがとうございます。また、うちの方も、その先生の発言を後追ひしたい、このように思っております。

また、先ほどの鮫島先生のお話のように、ヨーロッパで、星の問題とか、いろいろな形でやっておられる。あれはまだうちの方はできていないということ、これは大臣と早くつくらなければあかんなどということを書いていましたので、まだできていないことをいいことにしているようなことではだめだ、このように思っております。

今回は、交付金制度で約四百六十億ほど金があるわけでございますので、積極的にひとつ対応していきたいと思ひますし、むしろ、全体的な意欲よりも、具体的に、本當に地域が受け入れやすい、そしてみんなが行きやすい、そしてそこでい

やしを感じる、そういう温かいものをきちつとつくり上げていきたいというように思ひますので、本當に質問ありがとうございます。

○篠原委員 国交省の観光の質問ができません、どうも失礼いたしました。

どうもありがとうございます。

○山岡委員長 次に、植崎欣弥君。

○植崎委員 民主党の植崎です。

きょうは、まず有明海関連から質問をします。御案内のように、先月十六日、佐賀地裁で決定された工事差し止めを取り消す決定が福岡高裁であります。裁判所、裁判官が変われば、こうも変わるものかと啞然とする思いをいたします。少なくとも、工事と被害の関連性が否定できないのであれば、佐賀地裁と同一の判断がなされてしかるべきであつたのではないかと私は思ひます。さらには、その因果関係の立証度合いについて、佐賀地裁は、漁民と国との情報収集能力の差を無視して漁民側に高度な立証を求めるのは不公平

と指摘したのに対して、今回は証明に近いものが要求されたとしたわけですね。被害者に対して被害立証のハードルを上げるといふことは、やはり国の意向に沿つた、そのための政治的な理屈づけとしか私には思へません。

ところが、一方で福岡高裁は、本件事業と有明海の漁業環境の悪化との関連性は、これは否定できないとしております。つまり、諫早事業の影響はほぼ諫早湾内にどまつて、諫早湾外の有明海全体にはほとんど影響を与えていないという国の言い分を受け入れたものではないわけですね。

そこで、大臣がお帰りになつたようだけれども、工事再開が認められたことだけに目が行つていふようだけれども、この福岡高裁の指摘というものを大臣はどのように受けとめておられるでしょうか。

〔委員長退席、山田委員長代理着席〕

○島村国務大臣 あくまで、裁判の結果、いろいろ専門的に御検討いただいた結果でありまして、私どもの主張が認められたことを大変ありがたく思つております。

私どもは、決して役所の利益とか国の利益ということだけを考へてゐるのではなくて、まさに長崎県の現状と将来を考へて、いろいろな施策を講じてきていふところでありますし、今までも御答弁の際に再三申し上げてきたところですが、長崎県御当局、あるいは諫早の市長、あるいは議会の皆さん、何度も感謝状をいただいておりますし、先般の災害の多発した時期においても、大きな被害に至らないで済んだという感謝も受けておりますし、また、農地が不要ではないかという御指摘があつた際にも、いろいろ我々は御答弁申し上げたんですが、現状、我々が用意できる農地に対しても希望者が殺到しておる、いろいろな現実があります。

また、ノリの不漁の問題が起きたときにもありましたけれども、これも、あの年は確かに不漁であつて、我々も決して樂觀視したわけではございませんが、それ以外の年は、今までの二十五年で

すか、六年ですか、その間の数字をずっと見ましても、ベストテンに入る、みんな立派な成績を残している。それから、諫早のノリというのは割合と質が高くて価格が高いのでございしますが、このノリの評価も変わってこないということがあるれば、今までいろいろ言われてきた諫早の干拓というものの被害者というものは、私は、的を射ていないのではないかと、そう考えるところでありまして、今回の裁判の結果は大変にありがたく受けとめている、これが率直な考えであります。

○**橋崎委員** 大臣は、先月十七日の記者会見で、有明海のノリは豊作に転じ、二〇〇四年度は史上最高、干拓事業がノリをめちゃくちゃにしたという非難は全く当たらないと述べておられます。何か、えらく収穫増を強調してあるようですけれども、川村局長、では、なぜ収穫量がふえたとお思いですか。

○**川村政府参考人** ノリの生産の状況は、いろいろな専門家のお話等をお伺いいたしますと、一つはやはり水温の問題。これは赤潮等の発生が水温によって非常に左右されるということもございします。また、河川等から流れ込む栄養塩類、こういったものに左右されるということで、昨今の状況はノリの生育に、非常に自然環境的にも恵まれておったのではないかとというふうに推測しております。

○**橋崎委員** 実態はそうじゃないんじゃないですか。先ほど大臣も言われましたけれども、品質がいいんですね、あの有明海のノリ。品質がよくて単価が高い秋芽ノリの時期に、赤腐れ病とプランクトンの多発による色落ちが同時に発生して、実はよいノリがとれなかったんです、秋芽ノリが。この赤腐れ病と色落ちが同時に発生するというようなことも、これは異変の一つではないかと漁民の方は訴えておられるわけですね。そして、よいノリがとれなかったから、普通とらない時期までとりましたし、本来なら商品にならないものまで商品として経営維持をしている。その結果が収穫増としてあらわれているんですよ。だから、

平均単価は落ちてきているんじゃないですか、川村局長。

○**川村政府参考人** 今、ノリの単価についてのお尋ねがございました。ノリの単価というのは非常に需給状況にも左右されるというふう聞いております。特に、平成九年度、閉め切りのあった以前から全国的に低下傾向にあるわけですが、全般的に申し上げまして、有明海のノリの共販単価は全国平均よりも高い状況、値動きはするわけですが、他の地域と同様な傾向で推移しているというふうに認識をしております。

○**橋崎委員** 収穫量は前年の一〇〇%です。確かに収穫量は上がっていますけれども、水揚げ量は九二・三%、これが実態なんですよ。その上に、安いノリで売り上げを上げるためには、旧に倍して海に出なくてはいけないわけですね。当然、油代もかかる。それから、乾燥機も長く回さなくてはならないから、電気代、水道代もかかる。つまり、預金通帳には残るような状況じゃないんですよ、実態として。

このように、漁民の方は旧に倍する苦勞をして、やむを得ず安いノリを大量に生産している、これが実情なんですね。そういう実態は横に置いて収穫増だけを宣伝する姿に、私は、諫早干拓事業を何とか完成させたい、何が何でも完成させたいという農林水産省の、言葉は悪いかもしれないけれども、こそくさがそこにかいま見えてるんですね。

そして、工事再開を認めた福岡高裁でさえ、国は中長期の開門調査を含めた環境悪化の調査研究を実施する責務があると指摘しておるんですね。これは国にきぎを刺しているわけですよ。責務という言葉を使って、中長期の開門調査を求めている。川村局長、責務ですよ。広辞苑によれば、責務とは、責任として果たすべき義務。国語辞典では、義務を果たすべき責任。それを何ですか、川村局長は、先月十六日の記者会見で、農林水産省としては調査をしない方針は変えないと言いつつ

である。皆さん方は司法の指摘さえ無視するんですね。皆さん方は司法の指摘さえ無視するんですね。

○**川村政府参考人** お答えいたします。私も、有明海の再生ということは非常に重要な国の課題だということに思っております。

ただ、中長期開門調査につきましては、これもこの場でも御説明をしたと思いますが、十分な対策を講じてみれば被害が生ずる可能性があるということ、それからまた調査に長い年月を必要としたしまして、その成果についてはまた必ずしも明らかでないといったことから、中長期開門調査こそいたしません、私どもは、それ以外の調査、これはそれにかわるべきものを十分しっかりとやるということ、特に十六年度からは、有明海の再生のための取り組みをいたしまして、有明海全般にわたって各種調査、また現地実証ということにも漁民の方と一緒に取り組んでいくということもございまして、有明海再生に向けての調査研究ということは確実に実施していきたいということもございします。

○**橋崎委員** いろいろなことを言われますけれども、有明海、八代海の再生特措法、これに基づく措置をとつても、漁民の皆さんの怒りはおさまらなかつたでしょう。タイラギもとれなくなつたという漁民の皆さんの怒りというのは、そういう日々の現実的な被害への怒りなんですね。それが佐賀地裁の工事差し止めという請求につながつたと思うんですね。

農林水産省が、今も言われましたけれども、常々言われるところのそういう方向で、いつ異変の解明はできるんですか。工事完成まで時間を延ばして、結局はわからなかつたことになるんじゃないですか。

視点を変えますけれども、農林水産省は諫早工事の完成時期が〇六年の十一月から〇七年の六月に七カ月延びる見通しということを発表されているようですけれども、これは国の事業再評価の対象になるのではないかと思います。

この対象になるということは司法の場以外で事

業の是非が問われるということですが、皆さん方は、みずからつくつた第三者委員会の提言だつて平気で無視されるわけですからね。どうせこの委員も九州農政局が人選を担当して、身内の学者さんで構成されるんでしょから、私は期待しません。現に石原事務次官は、事業はほぼ終わっているから事業の必要性を再評価してもしょうがないと言っておられますね。これは五月二十三日の記者会見です。

しかし、費用対効果の面からいえば、これはもう事業として成り立っていない。これは私は前にも指摘をしました。そして、福岡高裁でさえ、費用対効果という面からも開門調査を含めた調査研究の必要性は大きいと指摘しておられるんですね。このことについてどう受けとめておられますか。

○**川村政府参考人** まず、再評価の問題でございします。

私どもの実施要領におきまして、五年ごとに事業を見直すということでございます。十八年度がまたその時期に当たりますが、十九年度に工事の完成時期がずれ込むという見込みになりましたので、事業の再評価は行うということになろうと考えております。

そして、またその中でも委員の御指摘があまりした費用対効果の問題でございしますが、これは、平成十四年度に造成農地面積を約半減するという計画縮小を行ったところでございまして、その結果として一〇を下回っておるわけでございますが、これまでででき上がったものの防災効果、それからまた農地としての効果、そういったものを最大限発揮するというところで、最小限の追加をして計画を縮小して実施をする、こういうことで今行われているところでございます。

再評価は、対象事業の継続、事業計画の変更、対象事業の中止、関係団体の要請その他対象事業の効率的な実施のためのとるべき措置ということでございます。今御指摘がございましたとおり、確かにかなりの部分が完成をしておりますの

で、効率的な実施のためにとるべき措置というところが中心になるかとは考えております。

つまり、効率的な農地利用、あるいは、非常に環境的にも恵まれているところでございますので、環境保全型農業の導入といったことの可能性が今検討をされております。そういったことの評価というふうになるかと思っております。

○植崎委員 大臣にお伺いしますけれども、福岡高裁の決定は、工事再開は認めるけれども、調査もやりなさいということなんです。やはり、諫干工事によって被害を受けたと訴えられる漁民の方々の開門調査の要請、これは工事よりも優先させることが政治の務めではないでしょうか。

○岩永副大臣 植崎先生、ちょうど私が政務官をしておりまして、各漁民の皆さん方や、それから諫早をずうっと、何回も何回もお伺いいたしました。そういう過程の中で、漁業者の皆さんの中には、中長期開門調査を実施してほしい、そしてそれが有明海を再生させることだというようなことで期待しておられる方がたくさんおられることも私は存じておりますし、耳で直接お聞きをいたしました。

しかし、農水省といたしましては、有明海の再生のために今何をなすべきか真剣に検討いたしました結果、昨年の五月に、中長期開門調査にかえて、有明海の変化の仕組みのさらなる解明のためのさまざまな調査や現地実証を行う、こういうようにしたところでございます。そういうことでございますので、この方向に沿って着実に有明海の再生への道筋というものを明らかにしていきたいということでございますし、また、議員立法の有明海法についても、私ども、そういう漁民の皆さん方や地域の皆さんの声をお聞きいたしまして、私も政務官をやめた後、その提案のために最大の努力をしたところでございます。

工事につきましては、毎年、福岡、佐賀、熊本、三県の漁連で構成する諫早湾干拓事業対策委員会に説明した上で実施しているところでございまして、今後とも、関係者の方々の意見というものを十分お聞きしてまいって、この推進に努力をしていきたい、こういうように思いますので、先生のお気持ちというのとはわからないわけではございませんけれども、ひとつ、私どももそのことのために本心に、心を砕いて、ひざを交えて、十分話した体験を踏まえながらきょうまで来たということをお知りおきいただきたいと思います。

○植崎委員 どうして開門調査をやると言えないんですかね。開門調査をやれば被害漁民の方も納得されるわけですよ。どうせ工事、あの深夜の密談によって決められた六年度の完工、これはもう間に合わなくなったわけですね。開門調査をして、因果関係がないとなれば、堂々と完成させればいいじゃないですか。

私は思うんですけれども、本当、農林水産省の皆さん方には、ムツゴロウそしてタイラギの怨念、たたりが取りつきますよ。そうならないためにも開門調査を強く求めて、BSE関連についてお伺いします。

OIEが五月二十七日の年次総会で、一定の条件つきながら、骨なし牛肉の自由な貿易を認めるBSEの新たな基準を決定したわけですね。問題なのは、アメリカが、このOIEの新基準によって骨なし牛肉が自由に貿易できる品目になったと、都合のいい解釈をしていることなんです。ですから、七月に予定されている政府間協議では、このことも含めて、日本の輸入条件を三十カ月齢以下に緩和することも要求してくるのではないかとと思われるわけですね、この政府間協議、どのように対応されますか。

○中川政府参考人 まず初めに、先般のOIE総会におきますBSEコードの改正につきまして御説明をさせていただきますというふうに思っています。

事務局から提案されましたコードの原案では、確かに、輸出国に対して骨なし牛肉の場合は特別な条件を要求することができない物品、いわゆる無条件物品というふうにするということと提案をされておりましたけれども、この点について

は、日本が、問題ありということで、BSE感染牛または感染の疑いのある牛由来でないこと、それから特定危険部位による汚染防止がなされていることといった条件を修正案として強く要請をいたしまして、主張いたしまして、この点が盛り込まれたわけでございます。

こういう点からいいますと、いわゆる自由貿易が認められたと先生はおっしゃいましたけれども、無条件で貿易されるべき物品として位置づけられたわけではなくて、やはり骨なし牛肉といえども、従来と同様の条件が課されることになったというふうに私どもは理解をいたしているところでございます。

それを申し上げた上で、この七月の日米の会合ということでございますが、確かに昨年の十月の局長級協議におきまして、七月をめどに日米両国によって輸出証明プログラムについて検証されるという文言がございますけれども、七月にどういうことをやるかといった点につきましては、アメリカ側からも現在私どもは何も聞いておりませんし、そういう要請もございませんので、具体的なことは決まっております。

それから、OIEのBSEコードとの関係で申し上げますと、今申し上げましたように、骨なし牛肉につきましては、従来と基本的に同じような条件が課されるということになったわけでございます。まして、アメリカとのこれからのいろいろな協議ということの場面におきましても、従来どおり、科学的知見に基づいて、消費者の方々の理解を得ながら、また食品安全委員会等との連携のもとに、食の安全、安心の確保大前提できちっと対応していきたいというふうに思っております。

○植崎委員 BSE対策については我が国と同等の措置を求めるといのが我が国の方針なんです。これは国民に対する約束でもあるわけなんです。もつとも、そのハードルを下げていく嫌いはありますけれども、この骨なし牛肉の貿易については、今言われましたように、一定の条件の中にBSE感染の疑いのある牛は除くところのわけですか

ら。問題は、信頼できないアメリカのBSE対策にあるとなってくると思います。そういう意味において、委員会が今度アメリカを視察されますけれども、大いに期待をしたいと思っております。

それで、五月二十四日、政府は米国産牛肉の安全性について食品安全委員会に諮問したわけなんです。要は、輸入再開の前提となる安全性の評価をどう見るかということだと思います。

アメリカは四月に疑わしい牛三十五万頭を検査したけれども、感染牛はゼロだったから米国内に感染牛は存在しないとしているようですね。また、年間処理頭数が日本の約三十倍、三千四百万頭のうちのサーベイランスによる三十五万頭の検査で全体が見えるのかという不信もあるわけです。さらには会計検査院が例の交差汚染についての疑義も呈しておりますけれども、これがアメリカの実態なんですね。

ですから、食品安全委員会としては、迅速な審議を求められると思いますけれども、こういう米国内の実態を解明した上で結論を出す責務があると思っております。いかがでしょうか。

この質問で終わらせていただきます。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

食品安全委員会では、リスク評価を行うための必要な情報収集というのにつきましては、これはまず一義的に、諮問を行うリスク管理機関の方で実施していただくもの、基本的にそのように考えております。しかしながら、プリアン専門調査会、これから審議をしてまいるわけでございます。これは今後の審議の展開の中においてプリアン専門調査会が判断することでございますけれども、みずから情報収集を行うということにつきましても、これはあり得るものだというふうに考えています。

繰り返しになりますが、本件につきましては、プリアン専門調査会がその審議の中で適切に判断されるもの、このように考えております。

○植崎委員 消費者が納得する、また消費者に説得力ある結論を出されることを期待して、終わります。

ます。

○山田委員長代理 高橋千鶴子委員。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

五月十七日の本委員会質疑におきまして、九州農政局発注のダム工事において、コンサルタント会社が入札前に成果品を受注者側に譲渡していた問題を取り上げました。

大臣はその際、再度この問題をもう少し調べ、いかにあるべきか、場合によっては、契約当事者でなくても、発注の会社の方に対して何らかの方法をとるかもしれませんと答弁をされました。これに基づいて再調査がされたのか、再発防止に向けてその後取り組まれた内容は何か、お答えいただきたいと思っています。

○川村政府参考人 今回の事件でございますが、これまでの九州農政局の調査、累次にわたって行っておりまして、その中で、荒瀬ダムの設計業務に関する成果品等が、国の承諾を得ることなく、請負業者の社員から施工業者の社員に渡し、複数年かつまた複数回にわたり譲渡されていたという事実を把握したところでございます。その後、この委員会での審議また大臣の指示を受けまして、関係者を呼びまして、九州農政局におきまして、具体的な再発防止策を早急に検討して報告せよということで検討を依頼しました。そして、それを誓約書という形で、委託を受けておりましたコンサルタント、それからまた施工業者でございまして清水建設に対しまして、再発防止策を定めた誓約書を提出させたというところでございます。

そして、この再発防止策につきましては、今後フォローをするということで、その実施状況を報告させるということで、関係業者から報告を受けてその取り組み状況を監視し、確認していきたいということでございます。

○高橋委員 先般の委員会で指摘をしましたけれども、今回の問題が入札制度そのものをゆがめているという問題意識を私述べましたけれども、その点に関してはいかがですか。

○川村政府参考人 今回の事態でございますが、まさに、発注者との信頼関係を損なうだけでなく、また公平性、透明性の確保についての疑問を生じさせるというもので、まことに遺憾でございます。まして、重く受けとめているところでございまして、請負契約に当たって、今後このようなことが生じることのないよう、請負業者、施工業者等に対して指導を徹底してまいりたい、こういうふうな思っております。

○高橋委員 入札をゆがめているとは思われませんか。もう一度伺います。

○川村政府参考人 委託しました成果品が渡っていることはまさに事実でございますが、この成果品は、全体的な入札との関係でいきますと一部の部分でございます。それからまた、その使われている単価とかそういうものは、一般的な公表した資料でございます。その後、これをベースに、国としては、まず現場の事業所が積算をもう一回やり直します。そして、それをまた九州農政局の本局の方がチェックをしてそれを査定するといったような何段階かの過程を経ます、そういうことでございます。

それからもう一点は、入札に具体的に当たりましては、その入札に應じられる方がわかるような資料、そういうものはすべて、要素となるものは公開をいたします。しかも、十分な期間を置いて、今回の場合は二カ月以上の期間を置いて応札を受けたということでございまして、機会の均等という意味でも、そこは図られたというふうな思っております。

○高橋委員 要するに、その認識が問題だと思っております。複数年、複数回にわたって情報のやりとり、これは一方的に三祐から清水に対して成果品が譲渡されたというだけではなくて、工事費の積算も含めて清水から相談をお互いを受ける、そういう関係だったということを今回指摘したわけなんです。それが、そういうことがあったとしても入札が公正だったというその認識が非常に問題ではないかと思えます。

確認しますけれども、前回私が述べたのは、「平成十二年度荒瀬ダム実施設計その二業務」の成果品を修正した資料、つまり、一度は出した資料ですが、これを差しかえましてということ述べたものを資料として本委員会に提出をいたしました。この内容を確認したかどうか。それから、その成果品には当然金額が入っていると認めますが、お答えいただきたいと思っています。

○川村政府参考人 成果品が一定の期限のもとに提出をされるわけでございますが、やはり、その中には数字の単純ミスとかそういうものがございまして、結果的に後で差しかえをされるということとあります。そういう資料も含めて、まさに三祐コンサルタンツの方から清水建設の方に渡ったということは極めて問題であるということで、そういういた処分を行ったところでございます。

○高橋委員 成果品が渡っていて、いわゆる一般的に入札参加業者に渡される設計図書とは、金額は入っていませんから、全く違うものですね。

○川村政府参考人 先ほど申し上げましたけれども、国が受け取った成果品、それからその後、数字の単純ミス等がございまして差しかえがあった資料、これをベースにして、現場の事業所が、もう一回自分たちの目で見て、また違う、その時点での単価等あるいは施工の工程、そういうものをチェックした上で、再度独自で積算をいたします。そして、それをまたさらに、上部機関であります農政局、この場合は九州農政局ですが、そこで査定をいたします。審査会でチェックをいたします。

そういう意味で、あくまで、その成果品は基礎の資料とはなりますけれども、入札がそのままそれに基いて行われるというものではございません。

○高橋委員 今の答弁を聞いて、多分、公共工事の、農水省だけではなく、いろいろな問題にかかわったことのある先生方、専門家の方は十分おわかりだと思えます。金額の入った成果品を受け取った業者と、一般的な設計図書、入っていないものと、どちらが有利に働くかというのは、もう当然のこととあります。そのことの指摘をまずしておきたいと思えます。

それから、あわせて伺いますが、九州農政局に談合情報、一体いつ、何回もたらされたのか、公取に通報したのはいつか、具体的に答えてください。

○川村政府参考人 談合情報が今件に関しては寄せられておりまして、電話とか郵送とかがありまして、計六回ございまして、公取に通報いたしましたのは、最初の通報があつてから六番目の途中段階で行っております。三回ほど、その都度行っております。

○高橋委員 済みません、きのうちゃんと確認したところ、通報は五回ですね、三月九日、十一、十二、十五、十六の五回というふう聞いております。六回の談合情報が、平成十六年三月四日、九日、十日、十一、十二、十五と、連続して談合情報が寄せられた、そういう異常な事態なんだというところ、そして、その背景には今こうしたやりとりがあつたということをまず受けとめていただきたいと思えます。非常に驚くべきことです。

そこで、きょうは公取においでいただいております。これはどの談合情報と、入札を有利に導くコンサルと清水建設の関係は、もう内部資料によつても明らかでありますけれども、厳正な調査と対応が求められると思えます。見解を伺います。

○橋崎政府参考人 御指摘の事案は個別の案件でございまして、公正取引委員会としてどういうふうに対処するかどうかといったことについてコメントすることは差し控えていただきたいと思います。しかしながら、一般論として申し上げますと、いわゆる入札談合は、独占禁止法で禁止する典型的なハードコアカルテルでございます。そして、そのような疑いのあるような具体的な事実あるいは端緒というものに接した場合には、必要な調査を

し、調査の結果、違反事実があるということになりますと、厳正に対処するということは当然でございますし、今までもまたそういうふうに対処してきているところでございます。

○高橋委員 今、公取は橋梁談合の問題でも非常に注目をされておまして、この点では本当に厳正な対処をお願いしたいと思ひます。

きょうはかけ持ちのところを無理を言つておいでをいただきましたので、これで結構です。ありがとうございます。

それで、農水省に戻りますけれども、私は前回、成果品を三祐が清水建設に渡すまでの間にやりとりがあったということを、ファクスの文書がたぐさんあるんだということを紹介して調査を求めたわけでありました。やはり、農水省が確認したのは、最終的に出された成果品だけであると。でも、一回目に出した実施設計その二業務のものと、それから、そこに至るまでにいろいろな積算の積み上げ、見直しがございます。それを清水に協力を得ながらやっていたと。

今回は、その清水がつくった報告書がございます。時系列的に、どんなやりとりをしてきたのか。ここには何がでてくるかといふと、三祐コンサルが農水省、要するに発注者側と打ち合わせをする、それに当たつてどういう積算をすればいいのか、どういう説明をすればいいのかということが、どんなやりとりをされていたのかというのが時系列的に出されております。ですから、平成十三年三月二十九日に三祐から事業所に提示された額というのもございます。二百九十六億云々、これが総事業費の最初予算にもほとんど匹敵している額である、そういう関係だったというように指摘しておきたいと思ひます。これはさきよりはちよつとお見せできないんですけれども。

そういうことを踏まえて、まだあの入札が公正であつたという見方がどうなのかということが改めて問われるわけですが、大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○川村政府参考人 本件につきましては、この前の答弁で申し上げましたけれども、まさに、委託を受けたコンサルタンツとまた施工業者の一人がこういった密接なつながりを持つてやっていたということはまことに遺憾である、これがこういった議論を呼ぶように、その公正性とか客観性、そういうものについての疑惑を招くということではまことに遺憾であるといふふうに思つておりますので、こういったことが再発しないように、それは我々としても全力を尽くしていきたいと思ひますし、入札の公平性、客観性等が保たれていくように、我々としても最大限の努力をしていきたいといふふうに思つております。

○高橋委員 大臣のお答えがいただけなかったんですが、いかがですか。

○島村国務大臣 今までのいろいろな御質問をお受けしまして、私、常に同じことを申してきたつもりですが、私は、こうした犯罪行為あるいはそれに類するようなことについては厳正に対処してやるつもりでありますし、願わくば私の在任中にこういうものは一掃したいと思つてゐる人間であります。今回のことでも、この結果についてまで局長からいろいろな報告を受けてきたところがあります。

その結果、いろいろ聞いてみますと、二カ月前には公表される内容のものを少しく早目に情報提供し、相手の心証をよくするための努力が行われていた。しかし、これはあくまでやつてはいけないうことなので、それについて厳しく処分もし、やはりこういうことが二度と起きないような先例とするべきだといふ指示をいたしまして、その結果、今回、一カ月の指名停止という大変厳しいものが出たやに聞いております。

私も、一カ月というものが厳しいか厳しくないか、ほかのものとの対比をするほど知識がありませんので、これも確認したところでありますが、この一カ月の指名停止を受けるということは、その企業のそれまでの蓄積した評価、そういうものに大変大きな傷がつくということと、事実、コン

サルタントでありますから、いろいろな調査その他の段階では、施工業者とはいささか立場が違つて、この一カ月のダメージというのは大変大きいものださうだといふこと、それから、今まで類似の例からいふと大変厳しいいわば処断がなされた、そう聞いておるので、私も了としたところでありました。

○高橋委員 前回よりちよつと答弁があれかなと思つておりますけれども、農水省の外郭団体とも言えるコンサルとの関係、あるいは、今、談合問題が非常に注目されている中で農水省の対応ということが注目をされているわけですから、この点については、公取委にも要望しましたとおり、今後の推移を見守つていきたい、このように思つております。

次に、グリーンツーリズムの法案を残る時間で少し伺いたいと思ひます。

私も、先ほど来ヨーロッパの話もされておりますが、やはり日本固有の農村の景観を生かしながら、都市との交流あるいは農業と地域振興に貢献していくグリーンツーリズムというのは大変意義あることだと思つておりますし、その振興のためにはぜひ応援をしたい、賛成をしたい、このように考えております。

その上で伺いますけれども、登録農林漁業体験民宿軒数が、平成九年の八百六十二軒をピークに、現在五百五と減少をたどつておりますが、その要因をどう考えているのか、今回の改正によつて新たな参入などの見通しをつかんでいるのか、伺いたいと思ひます。

○川村政府参考人 農林漁業体験民宿の登録数が減少しているというのは、議員御指摘のとおりでございますし、私も非常に残念に思つておるところで、これを何とかしたいといふところでござい

ます。その原因を見ますと、まず、経営者が非常に高齢化をしておるといふことでござい

ます。現在の、この体験民宿の登録は、農林漁業者とその団体に限つておりますと、農林漁業者が経営する民宿が全体として減少傾向にあるものですから、これはそういった傾向にならざるを得ないという面があるといふことは意識をしております。

ただ、最近、Ｊター

ン、Ｉターン等で開設されました民宿、またNPO等が運営する宿泊施設というものも非常に増えてきておりますので、それ

もまた農業者がやられるものと変わらない効果を上げておられますので、そういうものも登録の対象にしたいといふことでござい

ます。今、登録の割合からいいますと、営業者のやつている数が五千程度あつて、そのうちの五百でござい

ますので一割程度といふことでござい

ますが、範囲を、母数を拡大するともに、もうちよつとその加

入率も上げていきたいといふことで努力をしてまいりたいと思つております。

○高橋委員 今ありましたけれども、農家が高齢化が進み、後継者が不足している、あるいは農産物の価格の低迷など、農業経営が非常に厳しくなつて

いる中で農家民宿だけがうまいくということはある得ないので、これは当然という結果ではないかと思つて

おります。これを、登録業者の枠を広げるということ

で新たな参入に活路を見出すといふのは、やはり非常に甘い見込みだと思

わなければならぬと思ひます。逆に、参入が加速するといふのなら、向かう方向が本来のグリーン

ツーリズムとは違うもの

の

だと言

わなければならぬと思ひます。時間が来てしまつたので、要望だけを述べたいと思ひ

ます。今回の特区で農家民宿に取り組んだ各県の計画書を見

ますと、本

当に耕作放棄地を何とか解消して、少

子高齢化を解決し、地域資源を生かしてい

きたい、

そういう思いが込められております。そ

ういう自治体の取り組みをしつかり生かす、そ

ういう点では、大いに必要な、例えば手続の簡素化

ですとか、先ほど来出ている食品衛生法上必要な設備の改良など、

そうした点での援助は大いにするべきだと。しかし一方では、そのことを別な形

での、今回の特区の全国展開などもござい

ました

ので、そのことでの参入ということには大いに注意を払う必要があるだろうと。基本である農業の振興ということがやはり中心に据わるということ要望しておいて、終わりたいと思います。

〔山田委員長代理退席、委員長着席〕

○山岡委員長 次に、山本喜代宏君。

○山本(喜)委員 社民党の山本でございます。

今回のグリーンツーリズムに関連する法案でございますが、これは都市と農村との交流によって農山漁村地域の振興に寄与するということが目的でございますが、そこで、まず最初に大臣にお伺いしますが、現状の農山村の実態、限界集落という言葉は大臣御存じだと思っておりますが、生産や社会活動の水準が低下して存続が危ぶまれるような集落ですね。高齢化とか、あるいは世帯数など数字のとり方はいろいろあるようでございますが、平成十五年の農業白書だと、全国の過疎地域の市町村集落のうち三割が限界集落に該当するということに指摘されております。

それから、総務省の平成十五年版の過疎対策の現況ということを見ますと、過疎地域が全国に占める割合は、市町村数で三七・六％、人口で六一％、面積では四九・七％。さらに、過疎地域には約四万九千の集落が存在し、そのうち一〇％では生活扶助、生産補完、資源管理といった集落機能の維持が困難になっているというふうなことが指摘されているわけでございます。

アメリカに次ぐ経済大国という日本の中で、このような限界集落の存在、これがふえているという現状を、大臣としてどのように考えますか。

○島村国務大臣 お答え申し上げます。

近年、農村では過疎化、高齢化の進行によりまして、総じて集落機能の低下が見られ、特に、高齢化率が高く世帯数が少ない集落の維持が懸念されるのであります。

そのような状況のもと、市町村行政による集落道の管理などの集落機能の代行、あるいは都市住民との交流による外部からの里山保全活動などへの参画、さらには複数の集落の機能統合といった

集落再編等々、集落機能の維持、活性化に向けた注目すべき動きを今いろいろ我々は見守っているところであります。

その意味で、集落のあり方については、基本的には地域住民みずからの判断によるものではあります。農林水産省としては、今後、厳しい状況が予想される中山間地域を中心に、集落機能の維持、活性化が図られるよう、中山間地域等直接支払い制度などの諸般の対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

○山本(喜)委員 中山間地域の振興が大変重要になっていくわけですが、平成十六年度の農業白書でも、平成二年から平成十二年までの十年間で五千の集落がなくなったというふうなことも指摘されているわけですね。そして、都市と農村との格差ということは以前から指摘されていましたが、今回のこの農業白書でも、農村間の格差、これが拡大しているということも指摘されております。こうした現状についてはどのように分析されているのでしょうか。

○川村政府参考人 お答えいたします。

確かにこれまで、今委員が御指摘ございましたとおり、都市と農山村の格差ということがまず問題にされてきて、都市部へいかにキャッチアップをしていくかということが課題でありまして、そういった施策を中心に行ってきたというふうな白書でも、十六年の白書におきましてそういった分析もありますが、特に、農村部におきまして地域的な格差、こういうものもあります。

ただ、農山村というのは、まさに立地条件が非常に多様でございまして、直面する課題もそれぞれ非常に個性があるということでございまして、私どもも、今回の新しい基本計画を定めるに際しまして、この問題も十分議論させていただきまして、格差を単純に是正していくといったような画一的な考え方はなく、やはり地域の個性、多様性、こういうものを十分に尊重する形でやっていくべきではないかということでござい

立ち上がる農山漁村といったようなことで、各地の優良事例等も検証して、それを発信していくといったようなこともやっておりますけれども、そういった地域の個性、多様性それから地域資源、そういったものを十分に活用した振興というものを今後図っていくに活用したいという認識をしております。

○山本(喜)委員 都市と農村の交流を拡大していくということも大変重要ですが、やはり農村が活性化をどのように図っていくのかということが極めて重要になっていくというふうに思います。

このグリーンツーリズムの件ですが、農水省の平成十四年度食料品消費モニター調査というのを見ますと、「聞いたことがあり、内容も知っていた」というのが四六％、「聞いたことはあるが、内容は知らなかった」ということを含めて、認知度は高いわけでございますね。七四％という数字です。しかし、実際、宿泊を伴った旅行の経験というのがない人が七〇％、あるいは日帰りでも経験がないという人が五七・八％というふうになっております。

ですから、認知度は高いが実際利用されていないということについては、どのように分析していただきますか。

○川村政府参考人 今委員が御指摘ございましたとおり、認知度はそれなりの高い結果であります。それが結びついていないということが、これは私どもの悩みであり課題であるというふうに思っております。

その原因は、昨今の経済状況もあると思いが、地域におきまして、地域ぐるみの受け入れ体制の整備、これが進んでいないということもございまして、それから、農村の魅力に関する情報発信が十分でないという、その受け入れ側の情報もございまして。

ただ、やはり都市部の方々への働きかけといえますか、そこがそういった都市住民が触れ合う機会というものが近場にないか、非常にその面での対応ができております。先ほどお話しになっ

ております副大臣会議でも、特に都市部での対策をどうしようかということを中心に、そこもやはりおこなっていると思っておりますので、御議論をいただいて、各省連携をして取り組んでいきたいということをおっしゃっております。

○山本(喜)委員 受け入れ体制の問題ということも言われておりますが、これは都市住民の余暇活動ということでございまして、現在、余暇と言われても、十分に余暇を過ごすことができる国民のゆとりというのは果たしてどうなのかということ、この日本の年次有給休暇の状況、ほかの先進国と比較してどうなっているのか、厚労省にお伺いします。

○松井政府参考人 お答えいたします。

各国の年次有給休暇の年平均の付与日数でございますが、EUと各国の最近の資料に基づいて見てもまいりますと、アメリカが十三・一日、イギリスが二十五日、ドイツが三十一・二日、フランスが二十五日というふうになっております。

ところで、取得日数の方であります、データは把握していません。

これは、欧米においては年次有給休暇というのは労働者の権利でありますものから、与えられたものはすべからく使うというのが社会通念になつていくという国々におきましては、付与日数と取得日数を分けて把握するというところに痛痒をどうも感じていないという状況があるからだとこのように推察できます。(山本(喜)委員「日本はどうですか」と呼ぶ)

一方、日本におきましては、これは厚生労働省の就労条件総合調査、これによるものであります。日本の場合、付与日数が平均十八日でありまして、取得日数は八・五日、こういう状況でございまして。

○山本(喜)委員 都市住民の余暇を有効に使うというふうなことは当たっていますが、現実には、年次有給休暇というのがあっても使えないような制度になっているというのが日本の現実です。欧米では、与えられた日数と使う日数というのは区別

がない、そもそも、これは全部使うというのが欧米は原則だというふうな状況ですね。ところが、日本はそういうふうな現実。

そして、なおかつ消費水準指数、この消費水準指数が、平成十二年を一〇〇とすると、平成十七年三月では九八・六というふうな数字であります。ですから、余暇もないし、所得水準あるいは消費というのも日本の場合は大変厳しいという状況があるのではないかと。

そうした現状を見たときに、グリーンツーリズムの振興のためにも、農水省だけでなく、勤労者の労働条件あるいは生活水準の向上ということも含めて、政府全体としてこれは考えていかなきゃならない、そういう課題ではないかというふうに思います。

次に、BSEのことについて伺いをいたします。

五月二十四日に、厚労省、農水省が食品安全委員会に諮問をいたしました。いろいろな報道を見ますと、プリオン専門調査会の中で、各委員からいろいろ厳しい指摘が出された、かなり激しい意見が出ていてというふうな報道されています。これは何が争点になっているのか、その背景としてどのようなものがあるのか、伺います。

○齊藤政府参考人 お答えを申し上げます。

五月三十一日に開催されましたプリオン専門調査会、第二十五回になりますが、この会合におきましては、委員からただいま御指摘のとおり、専門委員の間で非常に活発な議論がされたということ、そのとおりでございます。

その中で、具体的に専門委員の側からは、リスク管理機関に対して、リスク管理機関側の諮問の経緯とかその考え方、というふうなふうになっているのかというところをかなり詳しく尋ねております。また、今度は輸入の牛肉の問題になってくるわけでございますので、輸出国内におけるBSE対策の遵守状況の確認については、まずリスク管理機関の方が責任を持つべきである、こういう指摘もされております。それから、最終的な政策決定を

行うについては、そのリスク評価結果を踏まえてリスク管理機関が行っていくんだということをきちんとしていくべきだ、こういうような発言がされております。

これらの発言につきましては、専門委員の皆さんの考え方の中には、政策決定に当たっては、国民に対する説明責任を十分に果たしていくべきである、そういうふうな考えが背景にあったのではないかとというふうな考えが背景にあると思います。

食品安全委員会としては、今後とも、科学的な知見をもとに、中立公正な立場から議論を尽くしてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本(喜)委員 このプリオン専門調査会の中でかなり活発な意見ということで言われましたが、先般の参考人質疑の中でも、米国の輸入再開のために利用されたのではないかとというふうな委員からの疑問も出されていたわけでございます。

ですから、国民に対する説明責任というのは極めて重要になっていると思うんですが、この委員会の中で厚労省として発言した中身が出ています。米国のBSE対策では、米産牛肉が日本と同等の安全性が確保されていると判断するのは難しいというふうな厚労省が発言した経過が出ていますけれども、これは間違いありませんか。

○外口政府参考人 米国のBSE対策については、屠畜場や飼料などの関係規制等が異なります。ことから、米国の国内措置のみで我が国と同等の安全性が確保されていることを確認することは困難ではないかと考えておりますし、そのことを調査会でも申し上げたわけでございます。このため、米国の国内措置に加えて、牛肉輸出証明プログラムを対日輸出のための上乗せ措置として設けることとしたものであります。

いずれにいたしましても、米産牛肉の輸入再開問題については、食品安全委員会からの答申に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

○山本(喜)委員 米国の対応が不十分であるか

ら、プログラムをつくって上乗せ措置をしたというところでございますが、牛の月齢判別に關する検討会報告書によりまして、上乗せ措置をする前提として、A40を基準として採用し得るか否かの判断に当たっては、米産牛肉のBSE感染リスクの程度を考慮する必要があるというふうな述べられております。これは考慮したのでしょうか。

○外口政府参考人 二月八日になりますけれども、牛の月齢判別に關する検討会において、米国の牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究について、我が国の専門家による検討結果が取りまとめられました。その報告書の中では、委員御指摘のとおり、「A40を採用し得るか否かの判断に当たっては、対象物のリスク、すなわち、米産牛肉のBSE感染リスクの程度を考慮しなければならぬ」とされたところであります。

先ほど答弁申し上げましたように、米国の国内措置に加え、上乗せ措置を設けて、一定の条件を満たす米産牛肉に關し米産牛肉と同等の安全性が確保されているかについて、食品安全委員会にリスク評価を依頼したところであります。このリスク評価は、軽減措置のいろいろな組み合わせ等を考慮して判断されていくものと思っておりますけれども、今後、食品安全委員会からのリスク評価結果に基づき、適切に判断してまいりたいと考えております。

○山本(喜)委員 そうすると、この米産牛肉のBSE感染リスクの程度を評価するというところでしよう。今後、その上乗せ措置だけでなく、米産牛肉のリスクそのものについてもプリオン調査会で評価をしていく、そういうことで理解していいですか。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。

米産牛肉の輸入のことで御諮問はいただいておりますけれども、その審議の過程の中で、専門調査会の判断により、必要とされる事柄について、その背景その他についても、そこは専門調査会の審議の中で、専門調査会みずから判断していくというふうに私どもとしては考えて

おります。

○山本(喜)委員 時間になりましたので終わりますけれども、国民の食の安全に対する意識はかなり高いわけで、米産牛肉の輸入再開についても大変心配があります。全頭検査を続けてほしいというのが七割、八割ですからね。そうした意味で、食品安全委員会においてぜひ十分な審査をお願いしたいというふうに思います。

○山岡委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○山岡委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山岡委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○山岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山岡委員長 次に、内閣提出、参議院送付、森林組合法の一部を改正する法律案及び種苗法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。これより順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣島村宜伸君。

森林組合法の一部を改正する法律案
種苗法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○島村国務大臣 森林組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

森林所有者の協同組織である森林組合は、我が国の森林整備の中核的な担い手として、森林所有者の経済的社会的地位の向上を図るとともに、森林の保続培養及び森林生産力の増進に寄与してきたところであります。

一方、近年の森林・林業を取り巻く情勢は、木材需要の減退、材価の低迷等を反映して、林業生産活動が停滞し、管理が適切になされていない森林が増加するなど、極めて厳しい状況にあります。

このような中、森林に対する国民の多様な要請に的確にこたえ、その有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林の適正な整備及び保全を図ることが不可欠であります。特に、本年二月に発効した気候変動枠組条約の京都議定書に定められた温室効果ガス削減の国際約束を、我が国が着実に履行するためには、地球温暖化防止森林吸収源対策の柱をなす健全な森林の整備、国民参加の森林づくり等を推進していくことが喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、我が国の森林整備の中核的な担い手である森林組合が、将来にわたりその機能を十分に発揮し得るよう、森林組合の機能の充実と組織基盤の強化を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、森林組合の機能を強化するため、森林の有する教育機能の増進に関する事業を森林組合等の事業として追加するとともに、森林施業とあわせ行う木材販売事業等に係る員外利用制限を見直すこととしております。

第二に、森林組合の組織基盤の強化を図るため、森林組合の事業を継続的に利用する木材製造業者等に准組合員資格を付与するほか、総代会における合併等の議決手続の改善を図ることとしております。

第三に、組合員に開かれた透明性の高い、適切な森林組合の事業運営を確保するため、事業別損益を明らかにした書面等の作成及び総会への提出を理事に義務づける等の措置を講ずることとしております。

続きまして、種苗法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

現行種苗法は、種苗が農林水産物の生産に不可欠な基礎的生産資材であることにかんがみ、優良な新品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図るため、品種登録に関する制度及び指定種苗の表示に関する規制等について定めたものであります。

このうち、品種登録制度は、植物の新品種の保護に関する国際条約の内容に対応した制度であり、昭和五十三年の制度発足から現在まで新品種の出願件数、登録件数ともに順調に増加しており、我が国の育種の振興に大きな役割を果たしているところであります。

また、平成十四年に成立した知的財産基本法においては、我が国が知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより、産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会の実現を図る知的財産立国を指向することが明確に示されているところであり、この法律に基づき決定された知的財産推進計画にも、植物の新品種の保護の強化が盛り込まれているところであります。

しかしながら、近年、我が国で登録された植物の新品種の種苗が海外において育成者に無断で利用され、その収穫物が、加工され、育成者権の効力の及ばない加工品として脱法的に我が国に輸入されること等の問題が新たに生じており、特色ある品種による産地づくりに取り組んでいる農業者、産地等への影響も懸念されております。

また、植物の新品種の育成には多額の費用や長期の期間が必要であります。現行の育成者権の存続期間では新品種の育成者の利益が十分に確保できない等の問題が生じております。

このような、最近における植物の新品種の育成者の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国の方向性にかんがみ、育成者権の保護の強化を図ることを目的としてこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、加工品への育成者権の効力の拡大であります。

現在、育成者権の効力の及ぶ範囲は、種苗についての行為及び収穫物についての行為としておりますが、この範囲を拡大し、収穫物から生産される加工品についての行為を育成者権の効力の及ぶ範囲に追加することとしております。さらに、収穫物から生産される加工品について育成者権を侵害した者を罰則の対象に追加することとしております。

第二に、育成者権の存続期間の延長であります。

現在、育成者権の存続期間は、果樹等の永年性植物については二十五年、その他の植物については二十年としておりますが、存続期間をそれぞれ延長し、果樹等の永年性植物については三十年、その他の植物については二十五年にすることとしております。

以上が、これら二法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○山岡委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

件についてお諮りいたします。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○山岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、明九日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

森林組合法の一部を改正する法律案
森林組合法の一部を改正する法律案
森林組合法昭和五十三年法律第三十六号の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「施設」を「事業」に改め、同条第二項第五号中「共同利用に関する施設」を「共同利用施設の設置」に改め、同項第六号及び第八号中「施設」を「事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二 組合員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業

第九条第二項第九号及び第十一号から第十三号までの規定中「施設」を「事業」に改め、同条第八項中「組合は」の下に、「第四項の規定によるほか」を加え、「林道以外の施設第十項の規定によるものを除く。」を「その事業」に改め、同項ただし書中「この条」を「この項」に改め、「その事業の分量の額」の下に「（政令で定める事業については、政令で定める額）」を加え、同条第九項を削り、同条第十項中「組合は」の下に、「前項の規定にかかわらず」を加え、「同項」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項に掲げる事業

二 第二項第三号及び第十号に掲げる事業であつて、第一項第二号に掲げる事業と併せ行うもの(第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)

第九条第十項を同条第九項とする。

第二十六条第一項中「組合員」の下に「次条第一項第五号の規定による組合員を除く。第三項において同じ。」を加え、同条第二項中「出資組合」を「事業を行うことについての同意を当該電磁的方法により得た出資組合」に改める。

第二十七條第一項第四号中「施設」を「事業」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる者のほか、組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者でその組合の事業を利用することを相当とするもの

第三十一條第一項ただし書中「又は第四号」を「から第五号まで」に改める。

第三十四條及び第三十七條第二項第一号中「施設」を「事業」に改める。

第五十條第四項中「いう」の下に「次条において同じ」を加え、同条の次に次の一号を加える。

(事業別損益を明らかにした書面の作成等)

第五十條の二 理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、農林水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければならぬ。

2 前項の規定により通常総会に提出し、又は提供する書面又は電磁的記録については、あらかじめ、理事会の承認を受けなければならない。

第五十九條第三項中「組合員」を「書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供した組合員」に改める。

第六十一條第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第二項中「変更」の下に「農林水産省令

で定める軽微な事項に係るものを除く。】を加え、同条に次の一項を加える。

4 組合は、第二項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十五條第五項中「第八十三條第一項及び第二項並びに第八十四條第一項」を「次条第二項、第四項及び第五項」に改める。

第六十五條の二 次のように改める。

第六十五條の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から十日以内に、組合員(准組合員を除く。)に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の総代会の議決に関し、組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、当該総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

3 第五十九條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による書面の提出について準用する。

4 第二項の請求の日から二週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

5 第二項又は前項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の決議は、その効力を失う。

第八十三條第四項を削り、同条第五項中「及び前項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第八十四條第一項中「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければ」を「議決しなければ」に改める。

第八十九條第二項中「第八十三條第七項」を「第八十三條第六項」に改める。

第九十二條中「第五十一條まで」を「第五十條まで、第五十一條」に改める。

第百零二條第二項中「から第五十二條まで」を「第五十條、第五十一條、第五十二條」に改め、「及び第五十條」を削り、「第六十一條第一項第七号」を「第六十一條第一項第六号」に、「同項第八号」を「同項第七号」に改め、「森林組合」との下に「第六十五條第六項中「選挙」とあるのは「選挙及び解散又は合併の議決」とを加え、同条第四項中「第四項」を「第六項」に改め、「第八十三條第五項」を「第八十三條第四項」に改め、「第八十四條第一項中「議決するか、又はその総代会において合併を議決し、かつ、これにつき総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が投票する第六十五條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得なければ」を削る」とあるのは「議決しなければならない」とを削る。

第百零二條第一項第二号中「施設」を「事業」に改め、同項第七号中「共同利用に関する施設」を「共同利用施設の設置」に改め、同項第八号及び第十号中「施設」を「事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 所屬員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業

第百零二條第一項第十一号、第十三号から第十五号まで及び第十八号中「施設」を「事業」に改め、同条第七項中「連合会」の下に「第二項の規定によるほか」を加え、「林道以外の施設(第九項の規定によるものを除く。）」を「その事業」に改め、同

項ただし書中「この条を」を「この項に改め、」その事業の分量の額」の下に「(政令で定める事業については、政令で定める額)」を加え、同条第八項を削り、同条第九項中「連合会」の下に「前項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第八項とする。

第百七條第一号中「第七号」を「第六号」に改める。

第百八條の三第二項を次のように改める。

2 第六十三條、第六十五條の二、第八十四條及び第八十六條並びに商法第三百八十條の規定は、前項の規定による権利義務の承継について準用する。

第百九條第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

2 行政庁は、組合(生産森林組合を除く。)が法令等を守つていないかどうかを知るため特に必要があるとき認めるときは、その必要の限度において、その組合の子会社その他のその組合と政令で定める特殊の関係のある者(以下「子会社等」という。)に對し、その組合の業務又は会計の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前項に規定する「子会社」とは、組合(生産森林組合を除く。)がその総株主等の議決権(総株主又は総社員議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。))をいう。以下この項において同じ。の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、その組合及びその一若しくは二以上の子会社又はその組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、その組合の子会社とみなす。

4 組合(生産森林組合を除く。)の子会社等は、

正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第百十一條に次の二項を加える。

5 行政庁は、前各項の規定により組合（生産森林組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その組合の子会社等の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 前条第四項の規定は、前項の規定による子会社等の検査について準用する。

第百二十一條第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第五項（第百九條第一項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第百十條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第百十一條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百二十一條第二項中「の代表者」を「又は組合（生産森林組合を除く。）の子会社等（以下この項において「組合等」という。）の代表者」に、「その組合」を「その組合等」に改める。

第百二十二條第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第九号中「規定を」の下に「第九十二條、」を加え、同項第十号中「第五十一條（の下の）」を「第九十二條、」を加え、同項第十一号の三中「第百九條第二項を」を「第九十二條、第百九條第二項に、」又は「を」を「第六十五條の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第百八條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定又は」に改め、同項第十六号を削り、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第百九條第三項を」を「同項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項

第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の三の次に次の二号を加える。

十三 第六十一條第四項（第百九條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）の、第八十三條第五項（第百九條第四項において準用する場合を含む。）又は第百八條の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十三の二 第六十五條の二第二項（第百八條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

第百二十二條第二項中「第五十七條（の下の）」を「第九十二條及び」を加え、「これを二十万円」を「五十万円」に改め、同条第三項中「故なく」を「正当な理由なく」に、「窃用した」を「盗用した」に、「これを二十万円」を「五十万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（事業別損益を明らかにした書面等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の森林組合法（以下「新法」という。）第五十條の二（新法第百九條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る新法第五十條の二第一項の書面又は電磁的記録について適用する。

（定款の変更に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前に新法第六十一條第二項（新法第百九條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更について行われたこの法律による改正前の森林組合法第六十一條第二項（同法第百九條第二項及び第百九條第三項において準用する場合を含む。）の認可の申請は、新法第六十一條第四項（新法第百九條第二項及び

第百九條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の届出とみなす。

2 この法律の施行前に行われた前項に規定する定款の変更（同項に規定する申請が行われたものを除く。）は、新法第六十一條第四項の規定の適用については、施行日に行われたものとみなす。

（総代会において議決された解散等に関する経過措置）

第四条 新法第六十五條の二（新法第百八條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に議決される解散若しくは合併又は権利義務の承継については、合併又は権利義務の承継については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第七条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「及び第九項」を削る。

理由

森林組合等の健全な発展を図るため、森林組合及び森林組合連合会の事業範囲の拡大及び組合員等以外の者の利用の制限の緩和を行うとともに、森林組合の准組合員資格者の拡大及び合併等に関する規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

種苗法の一部を改正する法律案

種苗法の一部を改正する法律

種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項に次の一号を加える。

三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為（育成者権者又は専利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限り。）第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「加工品」とは、種苗を用いることにより得られる收穫物から直接に生産される加工品であつて政令で定めるものをいう。

第十九條第二項中「二十年」を「二十五年」に、「十五年」を「三十年」に改める。

第二十一條第一項に次の一号を加える。

五 前号の收穫物に係る加工品を生産し、譲渡し、若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

第二十一條第二項中「さらに」を「更に」に、「及びこれを用いて得た收穫物」を「これを用いて得た收穫物及びその收穫物に係る加工品」に改め、同条第四項中「又は收穫物」を「收穫物又は加工品」に改める。

第三十三條第二項中「若しくは收穫物」を「收穫物若しくは加工品」に改める。

第五十六條を次のように改める。

第五十六條 育成者権又は専利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九條第二項の改正規定

及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(加工品に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に日本国内において生産され、又は輸入されたこの法律による改正後の種苗法(以下「新法」という。)第二条第四項に規定する加工品については、育成者権の効力は及ばないものとする。

(育成者権の存続期間に関する経過措置)

第三条 新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行後に品種登録を受ける品種に係る育成者権について適用し、この法律の施行前に品種登録を受けた品種に係る育成者権については、なお従前の例による。

理由

植物の新品種の育成者権の適切な保護に資するため、登録品種の収穫物から生産される加工品の生産、譲渡等の行為に育成者権の効力が及ぶこととするとともに、育成者権の存続期間を延長する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産委員會議録第十七号中正誤

ページ 段 行 誤

二 一 三五 ○松野委員 ○松野(博)委員

平成十七年六月二十日印刷

平成十七年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C